

平成28年第3回定例会

(第2日)

平成28年9月7日

平成28年第3回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成28年9月7日（水）
午前9時59分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	谷 川 功
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	三 上 裕 樹
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	石 田 善 久
経 済 部 長	白 戸 照 夫	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農 業 委 員 会 会 長	柴 田 博 明
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	長 瀆 貴 弘	—	—

午前9時59分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。

お手元に配付いたしました追加提出議案、報告第12号専決処分した事項の報告についてですが、これは最終日16日に追加日程として報告していただく予定でありますので、御熟読願います。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報道関係者及び議会広報撮影のために、議場内での撮影を7日、8日の2日間許可しておりますので、御了承願います。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。

どちらも今回からは新たに設置された質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とし、質問の回数制限を設けておりません。

また、議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問を、理事者側においても、同様の答弁をお願いいたします。

次に発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は挙手のうえ議席番号を告げ、特別職を除いた市職員は挙手のうえ職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

お手元に配付しています一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は7名であります。

本日は第1席から第4席までを予定しております。

第1席、5番、山口金光議員の一般質問を許します。

山口金光議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

山口金光議員の一般質問を許可します。

5番、山口議員。

(山口金光議員、質問席へ移動)

それでは、第1席、山口が一般質問を行います。

○5番

(山口金光議員)

合併して10年、大相撲平川場所をはじめ、各種合併記念イベントも成功裏に執り行われ、平川市民の合併意識も一層高揚し、また、防災訓練その他合併後の日ごろからの周到な準備によって、観測史上初となる心配された台風10号に対しても、自然相手ゆえ人智及ばぬところ一部あったにせよ、市民が安心できる対処がなされましたことに敬意を表し、御礼申し上げます。

さて、合併後10年がたち、次なる10年にもまた平川市に一層の幸運が訪れてもらうためには、我々はいま何を準備するべきであろうか、長期総合プランで何を考えるべきであろうか、市長の金言でもある「幸運は準備したものに訪れる」との観点に立って、以下4点について、一心会の考えを提言しつつ質問いたします。

第1に、「合併」特例債事業と人口ビジョン等、将来展望について伺います。

合併特例債事業は、合併してよかったと平川市民みんなが思える事業となっていなければなりません。そして、合併してよかったとは、合併した目的・夢が実現した、または先に見えてきたということでありましょう。

そこでまず、10年前、我々は何のために合併したのか、平川市合併のそもそもの目的は何であったのかを伺います。そして、その目的・夢をかな

えるための、最初で最後1回限りの合併特例債150億円事業の目的と取り組み、達成の状況を伺います。具体的には、合併特例債事業の主体である体育施設、教育施設等にかかわる維持管理費、市民の利用の現状及び将来の見通しについて伺います。

特に合併特例債を活用し、町村時代にはなかった、新たに整備している総合運動場について、将来を見通してみても過大な施設となっていないか、市民一人当たりのコストは将来どうなっていくのか。今後の維持管理費や市民の利用の見通しについて、まず伺います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

おはようございます。

(長尾忠行)

山口議員の御質問にお答えをいたします。

「合併」特例債事業と人口ビジョン等、将来展望についての御質問でございます。合併の目的等についても御質問がございました。

合併特例債につきましては、合併により一時的に経費がかさむものについて、国が財政支援を行うことにより、その障壁を取り除きスムーズに新自治体に移行できるようにするというものであります。

合併特例債事業の目的は、新市の一体性の確立と均衡ある発展に資する事業となっておりますが、合併当初は引き継いだ資産・施設を主体とした新市づくりが中心で、合併特例債を活用した新たな施設の整備は、財政運営上からも実施できませんでした。

当市の合併特例債の活用事業については、主なものとして教育環境の整備としての小・中学校の大規模改修や屋内外の環境整備事業、住民の集う場としての総合運動施設やおのえスポーツセンター多目的広場の整備、このほか消防関係施設の整備などに活用している状況です。施設の維持管理費や利用者の状況等につきましては、教育長が答弁をいたします。私からは以上であります。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長

山口議員の教育にかかわる御質問にお答えをいたします。

(柴田正人)

体育施設は現在、直営管理のひらかドームと平賀テニスコートの2施設、平川市体育協会を指定管理者としている平賀体育館、平賀屋内温水プール、B&G尾上体育館等の9施設、合わせて11施設あります。

御質問の維持管理費用につきましては、体育施設合計で、平成27年度決算では1億8,366万円となっております。また、利用者数につきましては、平成27年度24万3,136人となっております。

合併特例債を活用し、現在整備中の総合運動施設ですが、メインとなる陸上競技場は観覧席を設けず盛土に芝を吹き付けた観客席とし、管理施設等についてもコンパクトな計画となっております。

利用者数としては、市内のスポーツ団体、市内小・中学校やクラブチーム等の練習、小・中学校の大会等で、陸上競技場と多目的広場を合わせて年間約1万人を見込んでおります。

また、1年当たりの維持管理費としては約2,000万円を見込んでおり、市民一人当たりのコストとしては約600円となっております。

また、学校施設につきましては、市内9校の小学校の維持管理費として平成27年度が約5,200万円で、児童数1,487人で見ると一人当たり約3万5,000円となっております。市内4校の中学校の維持管理費は約3,200万円で、生徒数851人で見ると一人当たり約3万8,000円となっております。以上でございます。

○議長
○5番
(山口金光議員)

山口議員。

ありがとうございました。

それではまず最初に、合併目的で今回整備されてきたという、先ほども紹介されました事業につきましては、よくわかりました。

先般の合併特例債事業の説明にもありましたとおり、私自身は計画を見まして、合併によって必要になる将来のハード事業を積極的に取り入れているというふうな認識を持ちました。今後、行政改革大綱をもにらみ、さらに新庁舎等の建設に向かってさらに作業が進められていくものと期待しております。

ただ、合併に伴って新市をつくり、また運営していくにあたってのソフト事業については、現在、まだ合併特例債でそれほど先取っていっているという状況にはありません。そのハード事業を先取ることによって、将来のソフト事業に対する財政的な柔軟性、弾力性を確保していこうという今回の市の計画を見せていただきまして、私は大いに賛同するものであります。あと、さらに市役所庁舎等の建設に向かって、さらに努力していただきたいというふうに、先日の説明を聞いて伺ったところであります。

教育長からは、いま学校施設、体育施設等の維持費、コストについての報告をいただきました。ありがとうございました。

一番私が問題にしているのは、実はこれから人口が減少するという我が市にあって、いま我々はよかれと思ひ合併し、そして必要なものをどんどん建設し運営しておりますが、将来もこの利用度は変わらないのか、逆に将来は利用度がどのように低下すると教育長は考えておられるのか。そこを、まずもう一つ質問したいと思ひます。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

新たに整備しています陸上競技場につきまして、お答えをいたします。

前の議会でも答弁いたしましたけれども、施設の利用年間約1万人、これは平成36年まで、人口減を踏まえてもこの数は維持するというような見込みになっております。

それから現在、週1回以上継続的にスポーツに取り組んでいる成人の割合、平成23年は36.9%でありましたけれども、26年は39.4、国自体が多くの方々にスポーツに取り組んでもらいたいというような一つの施策も講じております。ということから、スポーツに興味関心が高まるなか、この陸上競技場、新たな施設の利用は高まるものというふうに考えており、

教育委員会といたしましては、その高まるためにさまざまなイベントを企画して市民の方々に大いに使っていただきたいというふうにして考えております。以上でございます。

○議長
○5番
(山口金光議員)

山口議員。

わかりました。

いまのは体育施設の例で、体育施設につきましては、将来も非常に健康増進も兼ね、また利用者の引き続き増加が望める、または低下がないということのを伺ったところであります。

もう一方の教育施設に関しましては、生徒数の減少等多々将来に問題が、または将来の対策を考えなければいけないという状況下にあるかと思えます。その一つの先行例としまして、現在、教育施設の中で遊休施設というのが存在、または発生しております。これらについて、この遊休施設がいま我々の市に対しての、いわゆる重みとかそういうものにはなっているものなのかどうか。また、このような状況が生じたことを受けて、いまから合併特例債等での学校施設の事業をやっていくうえでの教訓、参考とするべきものはあったのかについて伺います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

いままで使ってきた施設のなかで、いま使われていなくなった施設、その経緯等について、これからの特例債事業のなかで参考にするところはないのかというふうな御質問であります。

解体や再活用など、今後の方針が決まっていない遊休施設としては、旧葛川小・中学校、旧碓ヶ関中央保育園、それから旧老人福祉センター、旧中佐渡地区飲雑用水施設が挙げられます。これらの施設については、現状では建物保険料以外の維持管理費はほとんどありませんが、将来的に解体するとした場合、この費用が見込まれます。

葛川小・中学校については、当時は将来にわたり必要と思われたため建設されたものであり、その後の社会情勢の変化等による用途廃止を予測することは、当時としては困難であったのかなというふうに考えております。

施設整備にかかる合併特例債の活用につきましては、長期的視野に立ち、事業を厳選しながら有効的かつ効率的、また計画的に進めているところであります。

ただ、結果として葛川小・中学校に関しましては、15、6年経緯で廃校となったことに関しましては、今後の事業の一つの教訓としてとらえていきたいというふうに考えております。

○議長
○5番
(山口金光議員)

山口議員。

わかりました。

いまのことに関連しまして、もう一つお伺いいたします。

この約15年、または20年で用途廃止をした、これは当然その先々を30年も40年も読めるわけがありませんので、それはやむを得ないとして、このことは、いわゆる国損とか市の損害とかっていうふうには、財産管理上は

なるものなのかどうか。私はこれに関してすべて、当初は40年を見込んであったとしても20年は使ったし、それに対してのいろいろな経費等、または借財等は全部市は返還した、借金は払ったわけですから、財産としては何も瑕疵もなければ市の保有財産になっていると。つまり市の損害とか国損とかは出ていないものだと認識しておりますが、そのような理解でよろしいのかを、次の第2質問との関連もありますのでお伺いいたします。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長
(芳賀秀寿)

山口議員の御質問にお答えいたします。

山口議員言われたように、じゃあその先行投資した、もちろん市民の税金を一部活用しながら、国の補助金等も活用しながら、いわゆるその長期にわたってこれを活用するという前提で整備したわけですが、実際は起債の償還であるとか補助金の適正化云々って言いますと、国の補助事業の期間がそれぞれ、いわゆるその補助金の適正化に関する法律等々で、これは何年間をいま活用することを前提にしますよと。で、その以前の場合については、いろんな手続きが必要になりますよということではありますが、実際山口議員の言われた、市としての、じゃあ実害があったのかというふうな形では、いまのところないものと考えております。

○議長

山口議員。

○5番
(山口金光議員)

わかりました。ありがとうございます。

それでは、第2の質問に移ります。

第2にまちづくり、特に中心街の活性化という「街づくり」について伺います。

広域に合併し長期的に人口減少する本市にあって、コンパクトな住みよいまちづくり事業と人口減少を食い止め人口増加に転ずる人づくり事業とを、別々に追求する余裕は財源的にも時間的にも本市にはないものと思われれます。すなわち、人づくり事業とまちづくり事業とを一体化して一挙両得の事業を構想し財源を集中することが、長期総合プラン策定にあたって特に留意すべき事項であると考えます。

そこでまず、長期総合プランにおけるまちづくりとして、中心街、にぎわいの拠点の活性化を計画に盛り付ける考えがあるかお伺いします。あるのであれば、その計画策定の中でまちづくりの中に中心街をどのように位置付け、どのような目標を掲げていくのか、まちづくりの中心街の活性化に取り組む考え方、姿勢についてお伺いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長
(長尾忠行)

山口議員のまちづくり、また、人づくりについての御質問でございますけれど、それに関する中心街の活性化についての御質問でございます。

御承知のように、現在、第2次の長期総合計画を策定中であります。中心街の活性化には、地域の商店街を主とするまちの活性化が不可欠であると思われれます。これは、中心街はそれぞれの地域の顔であるとともに、地域コミュニティの維持・確保の観点からも、その活性化が求められており

○議長
○5番
(山口金光議員)

ます。

現在、策定中の第2次平川市長期総合プランにも、商店街の活性化の取り組みについては位置付ける予定としております。プランに掲げる目標や対策など詳細については現在検討しているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

山口議員。

わかりました。

これから検討されていくということを伺いまして、この場をお借りしまして、我々一心会が考えている考えをこの場をお借りしまして述べさせてもらいたいと思っております。

空き家対策や商業の活性化など、まちづくりという政策分野における中心街の活性化、にぎわいの拠点を、私ども一心会は人づくりという政策分野における若者の定住・子育ての拠点と位置付けることも可能ではないかと考えております。

また、中心街はふるさとにおいて、先ほど紹介が市長からもありましたように、歴史的伝統的にまちの中心であったエリアであり、ふるさと創生の観点からも、再生すれば周辺に再生の影響が及ぶ波及効果も最も期待できるエリアであると考えます。すなわち、ふるさと創生の拠点にもなるものだと考えております。

まちづくりにこれからのいろいろな方策を検討されることかとは思いますが、そのいろいろな方策の中から選択と集中の目標として、長期総合プランでは中心街活性化の方向に向けて力を注ぐべきだと考えます。

例えば、まちの歴史的伝統的中心街に市営住宅の整備など空き地対策、子育て、結婚促進、人口増加策なども複合的に投入して中心街の活性化を促進できれば、単にまちづくりのみならず、人づくり、地域の創生、ひいては、先ほどもありました合併の究極の目的にかなうものと思われま

す。このような中心街のまちづくりに関することに関しまして、考え方に関しましても、見解をお伺いいたしたいと思っております。と同時に、これが究極において合併の目的にかなうことから、合併特例債を活用することは可能ではないかと我々は思いますが、これに関しましても御見解をお願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

山口議員の御質問にお答えをいたします。

中心街、まちづくりに対しての御提言もいただきました。若者の定住あるいは子育ての拠点にしたらいかがかという御提案であります。御提案は真摯に受け止めていきたいというふうに思います。

一般的に市街地には、多様な都市機能を中心市街地へ集積を図り、持続可能な都市構造への転換が求められているところであります。

現在、県内では青森市など6市が、居住誘導区域や都市機能誘導区域の双方を定めた市街地活性化に向け計画づくりに取り組んでおります。県内

で取り組んでいる他市の計画が来年3月に策定される予定となっており、その計画を参考にしながら平川市の対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、市営住宅の整備などに合併特例債の活用はあるのかとのことですが、合併特例債事業は新市計画に基づく事業のみ活用可能であり、現状では計画にないこと、また、市営住宅は収益性があり民間と競合する施設であることから適債事業となりませんので、活用することができないというふうに認識しております。

○議長

山口議員。

○5番

(山口金光議員)

いまの、これまでの考え方、経緯でいきますと、このような施策、特に市営住宅の建設等をまちづくり、人づくりのために使うと。それを合併目的、または新市のつくり方の新しい形態として考えるということは、いままではされてなかったことは事実であり、いままでの法解釈に基づけばそのとおりにかと思えます。

ただ、合併特例債が10年から15年間に伸び、そしてその運用に関して、新市10年前の新しいまちをつくるというその構想が、時代によって当然変化することは当然の前提であったはずでありまして、当然状況が変わり構想施策に変化が生ずれば、それについても積極的に方策またはその可能性を追求することもまたやぶさかではないものかと思えますが、最後にしつこいようですが、この件、簡単に、それは法的にはできませんというものになるのか、もう一回伺います。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長

(芳賀秀寿)

合併特例債の適用が活用できないかという話です。まず一つは、昨日も説明いたしましたとおり合併特例債を適用、活用できる期間が平成32年度までということになってございます。

先ほど市長答弁の中で、他市の事例等を踏まえながらそういう市街化への誘導をするような、そういう計画づくりができないかという答弁がございました。私どもその計画づくりが、もしも平川市が取り組むとして、その計画づくりについてはまだ数年かかります。手順としては、その計画づくりを平川市でそういう方向に向かおうという手順を踏みながら、じゃあその手順を方向定めたいうえで、今度は新市建設計画がそれに向かおうとしてでもですね、新市建設計画もまた改めて作成しなければならないという手順からいきますと、いまのところ32年度までの計画期間内においては、これはその計画の年限もかかることから、32年度までのこれは、なかなか取り組める期間的余裕はないというふうに考えてございます。

○議長

山口議員。

○5番

(山口金光議員)

もう一回だけ繰り返します。期間的、時間的な余裕がないってことは了解しました。私がどうしても確認しておきたいのは、法的に無理だということかどうかだけをもう一回お願いします。

時間的な問題、それから財源的な問題はあります。これはすべてである。

○議長
○企画財政部長
(芳賀秀寿)

問題は法的にも不可能だということかどうかだけ御確認したいと思います。

企画財政部長。

合併特例債事業になじむものとして、先ほど市長答弁の中で、新市の一体感の醸成あるいは均衡ある発展、この二つが合併特例債事業を行ううえでのそれぞれの事業の前提となります。ですから、いま各小・中学校の整備にも充てられていますのは、これは旧尾上、平賀、碓ヶ関の、いわゆるそれぞれ義務教育に対する均衡ある発展をするべきだということによっておられます。

今回の、いまの市営住宅の云々につきましては、どういう、そういう合併特例債へのなじむかなじまないかってことになりまして、いまのところ私どもサイドでは、どうもなじむ性格ではないということによって位置付けておられます。

○議長
○5番
(山口金光議員)

山口議員。

はい、わかりました。

それでは、第3質問に移ります。

少数精鋭の地域の後継者となるべき若者を育てる人づくりについて伺います。

将来の心豊かなきらめく少子高齢化社会は、いま以上に多種多様でかつ一層質の高い地域の人々の仕事によって成り立っていくことは間違いありません。いまの若者はこれらの地域の仕事の後継者として、いまよりも少ない人数でいまよりも一層高度な仕事を担う少数精鋭の働き手となるべく、期待し育てなければなりません。

親はもちろん平川市民も多くが長男、長女であるいまの若者が将来、地域にある仕事を担い、親の近くに定住することを願っています。

将来のこの地域にある仕事の後継者となる若者を育成することこそ、本市の最重要課題であると一心会は考えています。なぜならば、若者が希望する地域の仕事に就職し定住することが、結婚、子育て、コミュニティづくり、にぎわい、市政発展の大前提だからであります。

未来の平川市を支えていく人材、将来のこの地方にある多種多様な、一層高度化する仕事の意欲ある地域の後継者を、どのような学校教育によって市が掲げる人づくり実現につなげていくのか。今後の教育改革を先取りして、本市で進めていく教育施策、教育施設、奨学制度などはどのようなものなのかについて、教育長に伺います。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

山口議員の御質問にお答えいたします。

本市においては、教育は人づくりであるという視点に立ちまして、人間性豊かなきらめく子どもの育成に努めております。

先の中教審答申におきましては、個人の可能性を最大限引き出すことや次代の郷土をつくる人材の育成等が提言されました。

個人の可能性を最大限引き出すことにつきましては、学校訪問を通して

一層授業改善に努めるよう指導助言しております。また、外国語活動研究協議会を毎年開催しており、さらに学習支援員、外国語活動支援員、特別支援教育支援員を各校に配置し、個に応じたきめ細かな教育に向け取り組んでおります。

次代の郷土をつくる人材の育成につきましては、小学校では郷土をテーマに総合学習を進めたり、社会科副読本を活用して平川市を題材とした社会科の学習を行ったりしております。中学校では平川市内で職場訪問を行うなど、ふるさとのよさを見つめ直す授業を展開しております。さらに、平川市子ども議会や生徒会サミットを開催し、平川市のすばらしさを学ぶ機会を設けており、これも郷土を愛する子どもを育てる大切な取り組みであると考えております。

今後とも教育政策の動向や10年に一度改訂される学習指導要領を注視しながら、ふるさとを愛し高い志を持った人づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、学校施設、奨学金制度についてお答えいたします。

今後、学校施設等を整備するにあたっては、平川市人口ビジョンを参考としながら施設の規模や整備内容等を十分に考慮し、財源となる国庫補助金や市債を充当して進めていきたいと考えております。

先ほど議員御指摘のありました、過去に校舎改築後15年で閉校となった学校もありました。このことも十分に教訓として、保護者、地域住民をはじめ関係者の御理解、御協力をいただきながら、今後の児童・生徒の学びの場としての施設整備、さらには避難所としての役割も担うことを念頭に取り組んでまいりたいと考えております。

また、碓ヶ関地区は、碓ヶ関小学校が築36年を経過していることから老朽化が著しく、早急な改修が必要と考えております。さらには児童数の減少により複式学級も見込まれていることから、教育委員会事務局におきましては、児童・生徒の学びの場及び避難所として碓ヶ関中学校との併置を想定した計画を進めていきたいというふうにして考えております。

次に、当市の奨学金制度につきましては、高校・大学等に進学するうえで経済的な理由で修学困難な方に対して、一定の所得未満の世帯を対象に奨学金を貸与しております。あくまでも貸与であり将来的には返還してもらうこととしております。

将来に向けて事業を継続していくためにも、財源等の問題から、現在の奨学金制度の条件等の緩和や拡充につきましてはいまのところ考えておりません。以上でございます。

山口議員。

はい。ただいま説明いただきました。

私の質問の趣旨は、個人の可能性、それから郷土を愛し郷土のために尽くす人材を育てる、これはきわめて大切な、かつこれまでになかった新しい基軸の教育目標だと認識しております。私のいま質問、さらにお願ひし

○議長
○5番
(山口金光議員)

たいのは、その目標をさらにもっと具体的に、それはほかの市町村と平川市がより異なった、もっと具体的、もっと身近な努力の集中がしやすいような目標に転換すべきではないかという趣旨の質問のつもりでございます。

具体的に言いますと、「地域に仕事がない、だから企業の誘致だ」という声は事実ですが、しかしよくよく見ますと、仕事がないのではありません。みんなが、若者が就きたい仕事は地域には多種多様、十分あると我々は考えます。ただ、就きたい仕事に就くことができない障壁があるのだと考えます。私は、この障壁をいかに除くか、これが先ほど言いました個人の可能性の追求、郷土をつくる人材の目標のより具体化し、より身近な、より本物の目標になるものだと考えています。

この障壁とは少数精鋭化の壁だと言っても過言ではありません。すなわち、だれでも簡単には乗り越えられる壁ではなく、今後少子高齢化に向かい、さらにこの壁は難しく高くなるものかとも思われます。問題はこの障壁をいかに取り除いてやるか。これは若者個人の教育の問題であるとともに、この解決なくして若者が地域に就職し、若者の定住を促し、結婚し、人口減少を止める。先ほども述べましたが、働き手生き生きした平川市を創生することは、この問題解決なくして不可能であると考えます。

地域にある就きたい仕事に就くことができる資質、能力、その可能性を育てるという具体的かつ市民の本音である教育目標を長期総合プランに盛り込める考えがありますか。教育長に伺います。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

お答えをします。

平川市を愛する教育につきましては、一層進めてまいりたいというふうにして考えております。

これからの変化の著しい社会におきまして、学校で学ぶ基礎基本の確実な定着が大変大事だと思います。そのことを大事にしながら、さまざまな場面に立ち向かって逃げることなく未来を切り開いていくいわゆる力、生きる力を子どもたちに着実に身に着けさせる教育に努めてまいりたいというふうにして考えております。以上でございます。

○議長
○5番
(山口金光議員)

山口議員。

わかりました。また、この件につきましては、長期総合プランにおきましても、より深めていただければありがたいというふうに思います。

最後に、いま地域にある就きたい仕事という観点で見た時に、将来にも求められ続けられるこの地域の仕事の一つとして市役所職員があります。将来、一層少数精鋭化を求められる市役所職員の採用制度について伺います。

まず、平成28年度の職員募集人員は11名と広報ひらかわに載っておりますが、その募集人員数の理由を伺います。そして、職員採用に当たっては、職員の能力を維持していくため現在は市内外問わず採用しており、能力のあるものを優先し採用しており、現在、市役所職員の約4分の1が市外在

住者と新聞報道されております。

将来、市の人口が減少していく中で、今年度策定する行政改革大綱に基づき新規採用者数も減少していくと思われませんが、そこで、今後は市内の優秀な若者を優先して採用して、将来の市役所職員は市内定住の市民で構成するという考えはあるかないか。ありますかと伺います。

例えば、市役所職員になる強い意思と能力ある市内の若者に、大学や高校を卒業する前に早期内定を出して、その者に奨学資金を交付する等により自己研さんを積ませて、必要十分な能力に高めたうえで職員として採用する方法などもあるのではないかと考えます。現在の市役所職員採用制度の見直しを考えているのかを伺います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

市役所職員の採用についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

今年度の職員採用数につきましては、現行の職員数を維持することを基本とし、今年度の定年退職者予定数16人に対し、新採用職員の募集を11人程度としております。不足分につきましては、定年後も仕事を続けることを希望する再任用職員を採用し、現行の職員数を維持することとしております。

市では、今後数年間にわたり多くの職員が定年退職を迎えることとなります。退職者数と同数の新採用職員で補おうとした場合、急激な職員の若返りにより住民サービスの低下や業務の停滞など組織力の低下につながる恐れがあると考えます。

そこで、これまで職員として培った経験や知識を持ち合わせ、即戦力として期待できる再任用職員を活用し、職員の入れ替えの流れを少しでも緩やかにしていくことが重要であると考えております。このことから、今後数年間の退職者数の動向及び再任用制度の活用などを考慮し、今年度の採用者数は11人程度といたしました。

職員の採用方法につきましては、地方公務員法において、採用試験または選考により行うと定められているほか、試験は資格を有するすべての国民にとって平等の条件で公開されなければならないと規定されております。

市の職員は人口減少時代における地域の担い手として期待されているほか、災害緊急時の対応などを考慮すると、市内に居住する職員が増えることは大変望ましいことでもあります。しかしながら、採用試験において市内在住者の優先枠を設けることについては、平等の取扱いの原則、成績主義の原則などにより難しいと考えております。このことから現時点において採用方法等の変更は考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長

山口議員。

○5番

(山口金光議員)

わかりました。ただ、いまの御見解は能力の有無を問わず優先的に市内の者を採用するという前提ではないということだけは、改めて述べさせてもらいたいと思います。

あくまでも、市内の者が事前に我々、教育、その他を通じて能力を高め、また高めうる可能性を付与して、確実に他の市内から能力を有する者を選びうる仕組みというものは考えられないのかということが大前提であります。そのために、職員採用に当たり、能力があり市内定住している者であり、情実等または不公平な採用等の方式ではなく、しかし望ましい若者を採用するという事は、言うは易く、矛盾する解決困難な問題であります。したがって、いまのような回答に必ずなるものかと思いますが、ただ、これを職員採用するという雇用者の立場から考えるのではなく、若者・定住市民・地域の仕事の後継者になるという、若者が就きたい仕事に就く若者の就職を市が応援する立場からの政策と考えたときには、採用制度には見直しがありうるのではないかと考えられます。この件につきまして御見解をいただきたいと思っております。

私どもが考える「就きたい仕事に就職する」を市をあげて応援する政策は、実はこの市役所職員のみではありません。平川市の学校を卒業し、そして世に出ていく人たち、就職し、または進学する人たちすべてに適用される市の政策であるべきです。その一環としての、一つとしての市役所職員採用という観点で見たときにでも、いままでの方針に変更をし得ないと考えられるか、もう一度御見解をお願いしたいと思っております。

市長。

市役所職員として、公務員として働きたいという高い志を持った市内の若者がどんどん出てくることは非常に望ましいことであり、それは、そういう若い人たちがどんどん出てきていただきたいとは思っています。と同時にですね、議員御指摘のいわゆるそれが、試験をクリアしないなかにあって市の職員として採用するという、そういう形にはなかなかこれは不平等であろうかと思っておりますので、そういう選択肢はなかなかできかねるというふうに考えます。

ですから、そういう市役所の職員、公務員としてパブリックサーバントとして市民のために働きたい、こういう政策、自分が考える政策を実現したい、あるいは身を粉にして市民のために働きたいという、そういう若い人たちがどんどん出てくるような、そういう仕組みと言いますか、学校教育の中でそういうような高い志を持つ子どもたちを育てることは可能かもしれませんが、ただそれが職員の採用試験のなかにあってそういうふうな枠を設けるとか、その地域、地元優先するとかそういうことはなかなかできかねますし、そういう仕組みをいまつくるといことはできないというふうに考えております。

山口議員。

わかりました。公平であり、そういう採用という考えでいけば、あと市の我々に残っている手立ては、他市にまかして、それに優れた若者、そして市役所を含め地元の仕事を後継していくという若者を育てると。ここにすべての解決策がありますというふうに、私は市長の答弁をそのように理

○議長
○市長
(長尾忠行)

○議長
○5番
(山口金光議員)

解いたしました。

最後、それを受けまして、地域にある就きたい仕事に就きうるよう若者を育て応援するという教育政策、先ほども述べましたがこれを目標とする教育政策を、形はどうであれ単なる教育政策を、これを超えて、若者の定住・結婚・人口増加・地域の創生を目指す市政総合戦略の緊要な政策であると認識して、これを追求していただきたいというふうに思い、ここで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長

5番、山口金光議員の一般質問は終了しました。
11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時04分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2席、4番、長内秀樹議員の一般質問を許します。

長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

長内秀樹議員の一般質問を許可します。

長内秀樹議員。

(長内秀樹議員、質問席へ移動)

○4番

(長内秀樹議員)

傍聴席の皆さん、インターネットのユーストリームでご覧の皆さん、市長をはじめ本日御出席の皆さん、改めておはようございます。

議長より一般質問の許可をいただきました、第2席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹でございます。

早いもので議会に席を置まして1年が経過いたしました。この間、市長はじめ理事者の方々、議長はじめ諸先輩の議員の方々、そして市民の皆様方には、いろいろな場面から御指導、御鞭撻を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。残された期間、議員として市政発展に貢献できるよう頑張る所存でございますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

さかのぼること7月16日付の地元紙に、がん診断初の100万人超え、死者37万人とショッキングな見出しが出ました。内容は、国立がん研究センターが本年新たにがんと診断される患者は全国で101万200人、同じくがんで死亡する人は本年1年で37万4,000人になると予測を発表したものであります。

今回、患者が100万人を超えるのは初めてであり、その内容は新規の大腸がんが最も多く14万7,200人、続いて胃がん13万3,900人、一方、がんでの死亡者数は昨年より3,000人増え、第1位が肺がん7万7,300人、続いて大腸がん、胃がんと予測されています。このように、がんは日本人の2人に

1人がかかり、死因も第1位の国民病でございます。

そのなかで今回、質問の第1点目は胃がんリスク検診、俗称ABC検診でございます。

胃がんリスク検診という言葉は初めて耳にする方もいらっしゃると思いますので、若干説明させていただきます。胃がんリスク検診とは、血液検査でピロリ菌抗体と胃の萎縮度の組み合わせから、ABCDのランクから胃がんの発症のリスクを明らかにし、リスクのある人は専門医のところで内視鏡、俗に言う胃カメラによる精密検査を行うという、対象を絞った効率的な胃がん検診のことでございます。さらに、検診でわかったピロリ菌患者には、除菌を行うことで将来の胃がんの発症を予防しようとする総合的な胃がん対策とされています。

私は、この胃がんリスク検診を我が平川市においても早期に導入し、市民の健康を守るため、今回、いろいろと質問させていただきます。

まず、最初に①三大がん検診及び胃がん検診の要検査の受診率についてであります。

現在、市が実施している胃がん、大腸がん、肺がんの三大がんの過去5年間の受診率の推移はどうなっているのか。その中で、今回テーマとした胃がん検診で精密検査が必要とされた方の精密検査受診率について、同様に過去5年間の状況をお知らせください。

次に、②胃がん検診の方法と市負担の一人当たりの検査費用についてであります。

市が実施している胃がん検診はどのような方法で行っているのか、また、胃がん検診で市が負担している一人当たりの検査費用はいくらか、お知らせください。

次に、③厚生労働省が「がん検診実施のための指針」の胃がん検診の検査項目についてであります。

本年2月4日、厚生労働省は、市区町村ががん検診を実施する際の指針となる「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改定版を公表、新年度の4月1日から適用といたしました。その中で、胃がん検診の検診項目については、「問診に加え、胃部X線検査または胃内視鏡検査のいずれかとする」とし、市町村は、両検査をあわせて提供してもよいが、「この場合、受診者は、胃部X線検査または胃内視鏡検査のいずれかを選択するものとする」としました。そこで、本市として今回、4月1日から適用になったこの決定を踏まえ、今後どのような検査項目とするのか、方向性もあわせて御見解をお伺いしたいと思います。

次に、④本題の胃がんリスク検診導入の見解についてでございます。詳しくはこの後の再質問としていろいろ質問させていただきたいと思いますので、市として総合的に判断し、胃がんリスク検診に対してどのようなお考えなのか、まずは胃がんリスク検診について明解なる答弁を求めて、それから順次質問させていただきたいと思います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

長内議員の御質問、胃がんリスク検診について御答弁を申し上げます。
私からは、胃がんリスク検診導入の見解についてお答えをいたします。

議員御質問の胃がんリスク検診は、ピロリ菌の感染の有無と胃粘膜の萎縮状況を検査することで胃がんの発生しやすさをA B C Dの4段階にリスク分類する検診であり、そのリスクに応じて胃がん検診の検診間隔や胃内視鏡検査による精密検査などの検査方法を決定することで、検診に関するさまざまな負担を軽減するというものであります。

しかし、現時点では、医学界においても胃がんの発生リスクが低いとされる分類の中にも胃がんの発症例が出てきています。胃がんの発見が遅れる危険性も否定できないという意見もあり、胃がんリスク検診に関する見解が分かれているのが現状であります。

当市といたしましては、国から胃がんリスク検診に関する科学的根拠が示された時点で導入を検討したいと考えており、現時点においては国等の動向を注視していくこととしております。その他の御質問につきましては、健康福祉部長から答弁させます。

○議長
○健康福祉部長
(松井靖子)

健康福祉部長。

私からはまず、①の三大がん検診及び胃がん検診の要検査の受診率についてお答えをいたします。

まず、当市の胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診の受診率につきましてですが、胃がん検診の受診率は、平成23年度は19.5%、24年度は19.1%、25年度は23.4%、26年度は23.1%、27年度は24.2%となっております。次に大腸がん検診の受診率についてです。平成23年度は24.1%、24年度は23.9%、25年度は28.4%、26年度は28.8%、27年度は31.7%となっております。肺がん検診の受診率ですが、平成23年度は24.6%、24年度は25.2%、25年度は29.3%、26年度は29.7%、27年度は31.0%となっております。

いずれのがん検診も、検診の無料化を実施しました平成25年度には受診率が4ポイント以上増加しておりますが、そのあとは微増傾向となっております。

また、胃がん検診の精密検査に係る受診率でございます。平成23年度は80.9%、24年度は83.3%、25年度は83.1%、26年度は80.6%、27年度は84%となっており、各年度において若干のバラつきがありますが、おおむね83%程度で推移をしております。

次に、胃がん検診の方法と市の負担の一人当たりの検査費用についてでございます。

市が実施している胃がん検診の検査方法は、問診とバリウムを飲用した胃部X線検査で実施しております。胃がん検診には、健康センターや地域の集会施設などで行う集団検診と平川診療所で行う個別検診がありますが、市が負担する一人当たりの検査費用はいずれも5,400円となっております。

次に、厚労省「がん検診実施のための指針」の胃がん検診の検査項目についての見解についてということですが、厚生労働省から今年4月に示された「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」では、胃がん検診の検査方法として、これまでの胃部X線検査に加えて胃内視鏡検査も選択できることになりました。

胃内視鏡検査の実施にあたっては、市町村において胃内視鏡検査委員会の設置が必要となるとともに、検査結果の判断を行う際には、専門の資格を有する検査医と読影委員会の医師の2人によることが条件とされており、そのハードルは非常に高いものとなっております。

また、集団検診の、現在委託しております県の総合健診センターですが、ここに胃の内視鏡検査実施の可否について確認を行いました。医師の確保が難しいことや機器の洗浄に時間を要することなどを理由に、集団検診での実施は困難であるとの回答を得ているところです。

しかしながら、胃がん検診で胃内視鏡検査を実施することは、検診の精度が向上するほか受診者にとってもメリットがあることから、今後は、医師会などの動向を注視しながら個別検診の実施に向けた体制を整えていく方向で考えております。以上です。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

はい、本当に丁寧に御質問に対してお答えいただきましてありがとうございます。

今回、胃がんの検診が、受診率が平成27年で24.2%。そして胃がんの精密検査のほうですけれども、精密検査の受診率が、要検査ですよ。要検査の受診率が平成27年度が84%と。100%でないわけですよ。いわゆる胃がんで、あなたは要検査ですよと言われた人が100人あったとき、84人の方は精密検査をしたけれども、残りの16人の方はしてなかったということです。質問します。平成27年度だけで結構です。平成27年度、その84%の方が検査をして、そしてがんの発見は何人発見されたんですか。そして、あわせて今回の胃がんX線検査でかかった総金額はいくらか。あわせて、そして胃がんが発見された人をその数字で割ると、いわゆる胃がん1件当たりの発見費用という、ちょっと計算があれですけれども、そういうようなデータでほかのところでも調べてございます。そういう関係からいくと、胃がん1件当たりの発見費用はいくらなのか、お答えください。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

(松井靖子)

平成27年度のがんの発見者数は11名となっております。

胃がん1件の発見費用でございますが、これは検診の総費用額1,780万円を受診者数の3,297人で割りかえしてみますと、162万円ということになります。失礼しました。11人で割りかえしますと、がん発見者数の11人で割りかえしますと1件の発見費用が162万円というふうになります。

○議長

長内議員。

○4番

ここ大切などごなんですよ。いわゆる平川市において、胃がんのこと

(長内秀樹議員)

だけにちょっといま絞ってお話ししますけれども。胃がんで検診をやりました。3,297人の方が検診を受け、そしてそのうち胃がんと診断された方が11人あったと。そして総費用が、先ほどのお話では3,297万ですか……ああ、1,780万ですか。それで割ると1件当たり162万かかったけれども、それで胃がんがわかったと。

さて、その胃がんです。今度、内容です。そこまでお話になります。その胃がんは早期の胃がんであったのか。進行性の胃がんか、リンパ腫か、食道がんか、いろいろあるかと思います。その11人の方の追跡はやられたんですか。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(松井靖子)

まず、胃のX線検査後の、要精密検査の対象者の名簿と言いますか、台帳の管理をしております、その結果については県の総合健診センターを経由して市のほうへ報告される仕組みとなっております。そういうことから管理はされております、その27年度の結果の内訳になりますけれども、胃がんまたはその疑いがある人が11人ありましたということでございます。その中で、早期の胃がんと診断された方は1名でございます。そして、そのほか胃がんの疑いありということで10名、胃がん以外の疾病等が261名、その他異常なしが64名という結果となっております。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

実は、なぜ私こういうちょっといま深くこう聞いたかというのは、実は今年の4月1日から、先ほど冒頭お話ししました、変わったんですよ。変わったんですよ。世の中変わったんですよ。変わって、市町村が胃がんになった人を掌握しなくてはならない法律ができたんですよ。さらには変わって、胃がんという疑いを受けられた人、今回は11人がんと発見されましたけれども、その人たちの中に行かなかった人、いま84%行って、行かなかった16%、この人にはできれば行ってくださいということで、市としてアクション起こさなきゃいけないようになったんですよ、いまそのアクションも1カ月に、まずは一番最初は1カ月目、あ、3カ月目ですか。そしてそのあと、あ、最初1カ月目ですね。すいません、1カ月目。そして、その後行かなきゃまた1カ月いくんですよ。最終的には市としてその行かなかった人、自宅訪問して行ってくださいというような、そこまで世の中変わってきたんですよ。変わってます。そういうような状況のなかで、いま先ほどからいろいろこうやってお話ししてますと、世の中変わっていった、それなのに、我が平川市においては旧態以前のまま、まだちょっとこう動いていると。こういうなかで、私はいまのABC検診、ピロリ菌検診、これが必要だと思うんですよ。

ちょっと矛先を変えまして、近隣市町村でピロリ菌検診、このABC検診を行っている市町村はあるのか、お伺いします。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

まず、最初に未受診者の受診勧奨についてです。

(松井靖子)

未受診者については、県の健診センターから精密検査を受けた方についてはちゃんと通知が入るようになっておりますので、わかります。その通知が来ない方について、市が何もしていないということではなくて、市から本人あてに受診状況の確認、それから受診してくださいという、まずはその文書をお送りしております。さらに、受診していない、あるいは返信のなかった方、それらの方には電話、訪問などにより再度受診の勧奨を行っております。これは今年になってからということではなくて、以前からそのようなことは実施しております。

あとそれから、近隣の市町村の中でABC検診を取り入れているところがあるのかという御質問ですが、近隣の市町村では弘前市、大鰐町、つがる市の3自治体がリスク検診を取り入れているというふうになってございます。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

勧奨も受けない方にしていると。そして、いまリスク検診を実施しているのは、近隣では弘前市、大鰐町、つがる市で行っているというようなことでお伺いしましたがけれども、実際このリスク検診、先ほどX線検診が5,400円ですか、かかるのは。25年から無料ですので、市としては5,400円かける検診の3,297人分かけたわけですよ。リスク検診は弘前市の場合、1名当たり金額いくらになるんですか。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

(松井靖子)

弘前市の場合ですね、健診センターで受けた場合が6,300円、あと各医療機関で受けた場合がおおよそ7,000円ということで、先ほど概ね7,000円というようにお答えをいたしました。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

先ほどの、いま6,300円のお答えをいただきました。リスク検診をやって7,000円。X線の場合は5,400円。そして先ほどの市長のお答えでは、まだ国としては心配なところもあって、国の指針としてはリスク検診はやっていないと。しかし、今後に対しては注視していきたいというようにお答えでした。そういう中で、弘前市とつがる市と大鰐町はそれをやぶこいでやったわけですよ、津軽弁で言えば。やったわけです。実際やってみますと経費のほうもリスク検診のほうが高いわけです。X線検診よりも高いわけです。それなのにやったわけですよ。やってるわけです。我が平川市ではやってないわけです。私はこごのどごだと思うんですよ、こごのどご。こごの考え方だと思うんですよ。いま先ほど山口議員からも質問されまして、やはり魅力ある平川市をつくっていかなくちゃいけないと思うんですよ。魅力ある。その中で、今朝、朝8時40分ごろNHKのテレビを見た方は多分いないですよ。議員の中では見た方、また傍聴の人たちは見た方もいるかと思えます。

いま新宿駅で、母になるなら流山市という看板がはやっています。母になるなら流山市と。大きい自治体が新宿駅で看板出してるんですよ。そし

て一方では、ネットでは父になるなら流山市と。流山市が人口が増えてます。千葉県流山市です。いま市町村が攻めの市町村にいま変化しています。

なんかいま、本市は平成27年3万2,130人が国立社会保障・人口問題研究所の推定でいきますと、平成52年に2万2,600人、さらにその20年後の平成72年には1万5,500人に人口減るんです。そういう中で、平川市として、やはり攻めの平川市をつくっていくためにも、他市よりも平川市に来ると検診のところも違うんだよとか、そういうような攻めの姿勢。そういうのはやはり行政として必要なんじゃないですか。ですので、今回、私この問題を取り上げて、さらに返答をしていただきたいという思いから今回こういう話をしたわけです。

実際、最後に時間もあれですので、ピロリ菌、多分ピロリ菌のこと大分調べたと思います、私の質問からいって。ピロリ菌について、せっかくの機会ですので私に教えてください。ピロリ菌とはなんぞや。そしてどういう感じで感染するのか、ちょっとまどめでお話ししてくれませんか。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(松井靖子)

ピロリ菌については、胃がんの発生のかなりの原因になっているということは言われております。今回、改定になった国の指針において、このピロリ菌に関する記述も追加されております。胃がん予防検診、健康教育を実施する場合は、胃がんの予防においては食生活の改善、それから禁煙、ヘリコバクター・ピロリ菌の除菌等の一次予防、それから二次予防、これが検診という扱いです。ともに重要な役割を担うというふうになっております。まずはピロリ菌の除菌ということにつきましては、一次予防としての健康教育には十分反映させていきたいというふうには思っております。ただ、まだ検査・除菌に対する助成については、現時点では考えてはいないという状況であります。あと、個人が自分のリスク管理として……失礼しました、そこで終わります。以上です。

○議長

長内議員。

○4番
(長内秀樹議員)

リスク検診、最後に市長に、総まとめて。リスク検診する、弘前やって、大鰐やって、つがる市やってます。我が平川市は、いま市長の一番最初の答弁でまだちょっとみらあとということでしたけども、改めて市長、もう一回お話いただけるかと思えます。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

長内議員が申し上げておりますように、自治体としての攻めの姿勢っていうのはこれは大事だと思いますし、そういう姿勢は取っていききたいなというふうに思います。ただ、弘前市との違いというのは、この胃がん検診に関して当市はすべて無料であります。がん検診。弘前市は有料であります。ですから、そういう意味でいきますと、すべての市民に対して無料ががん検診をするという姿勢は、当市は弘前市よりは進んでるのではないかなというふうに考えます。

ただ、このリスク検診に関しましては、冒頭申し上げましたように、まだその検診によってリスクが少ないと言われる人の中でも胃がんの発症例があると。そういうことによって、リスクが少ないから再度の検診に行かないという人も出てくる可能性もあるということで、いま早急にこのリスク検診に取り組んでいっていいのかどうかという、そういうふうなことで、市といたしましては、まだこの厚労省のきちとした結果、科学的根拠が示されないなかには、導入するのは早いのかなということで御答弁申し上げましたので、御理解をいただきたいと思います。

○議長

長内議員。

○4番

はい、ありがとうございます。

(長内秀樹議員)

時間もあれですので、以上でこの胃がんリスク検診について終わりますけれども、胃がんリスク検診、私も大分調べました。

先進地であります栃木県の大田原市というところがあります。栃木県の北東部に位置してございまして、人口が7万5,000人の市でございます。この市が平成23年度から胃がんリスク検診を導入したそうです。その結果、胃がんの発見率が2.4倍まで上がったそうです。さらに、九州宮崎市、ここで私、いろいろちょっとお話を聞きました。そうしましたところ、胃のX線の機器の更新費用、病院さんの医師会が。更新費用もこれ莫大だそうです。さらに、胃の胃部X線、バリウムを飲む際のその造影を読み取る場合、検査技師が見てます。ほとんどの方が検査技師見てます。検査技師見た後、さらに医師が見ているダブルチェックをかけでるんです。その検査技師の人員がいま不足しているそうです。さらには、いまデジタル化に進んでいるそうです、機器が。胃の委縮している粘膜の細いところにバリウムが流れていくんです。その流れを見て疑いかどうかを見ていくわけですけども、その検査技師の人たちからも将来的に非常に苦しいなという声が上がっているという現状があるということをお私の最後の報告にしまして、ひとつ市民を守るためにも健康行政、さらなる一步を踏み出していきたいということで、今回のリスク検診を終わりたいと思います。

続いて2番目、2025年第80回国民体育大会青森大会競技誘致についてであります。

本年1月13日、日本体育協会は東京都内で理事会を開催し、2025年の第80回国民体育大会を青森県で開催すると大筋合意したと発表になりました。本県での開催は1977年、昭和52年のあすなろ国体以来、実に48年ぶりの2回目の開催となり、今後、県をはじめ各関係団体、市町村においては会場の選定や施設の整備などが本格化する予定であります。タイムスケジュール的には大会5年前の2020年、平成32年には競技地を付した開催申請書というものが出されるそうです。そして理事会で承認になれば開催が内定という運びだということで、私も調査をいたしました。

そこで質問です。1977年、昭和52年に開催されたあすなろ国体から、すでに39年が経過しております。若い方は知らないのは当然ながら、多くの

市民も本市が会場となった競技は何であったか。また、その競技を誘致した経緯、何であったか、共通認識として確認をするために、まずはお伺いしたいと思います。

次に、2025年第80回国民体育大会青森大会に競技誘致を考えているかについてでございます。

御存知のとおり、4年後、2020年には東京オリンピックが開催されます。時も同じくして、先ほど申し上げましたとおり、その年には今回の第80回国民体育大会の競技場もこの年までにすべて確定して、開催申請書が出されるということになるそうです。そして、2020年からさらなる開催に向けてもスタートが始まっていくわけです。そうなっていった場合、先の合併記念での大相撲平川場所、これ大盛況でした。スポーツイベントのすばらしさ、これを今回は市民が十分味わったことだと思います。生で競技を観戦できる環境を整えるということは、非常に大切なことかと私も思う次第です。そこで本市として、この大会を、競技誘致をどのように考えているのか。

3点目は、2025年全国障害者スポーツ大会についてであります。

全国障害者スポーツ大会は、平成13年宮城県から始まりました。今年が16回目で、岩手県で開催されるそうです。

この全国障害者スポーツ大会も併催で開催される計画になっているようですが、その際、本市としてそちらのほうはどうか。競技誘致の考えはあるのか、お伺いをしたいと思います。

最後4点目、新体育館建設事業の現在の状況と今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

私からは、新体育館建設事業の現在の状況と今後のスケジュールについて御答弁申し上げます。

新体育館建設事業は、築40年以上経過している現平賀体育館の老朽化に伴い、市民のスポーツ活動や健康づくりの拠点となる施設を目指して進めているものであります。

平成27年度に基本計画を策定し、今年度は実施設計業務を委託しております。その中で空調設備及び融雪設備に関しまして、自然エネルギーである地中熱を利用した設備の導入を検討しており、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、調査する予定であります。

今後のスケジュールにつきましては、昨日の財運の中でも御報告申し上げましたが、市の財政状況を見極めながら、平成33年度から平成34年度の2カ年での工事を計画しております。以上であります。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長

(柴田正人)

長内議員の御質問にお答えいたします。

1977年、昭和52年のあすなる国体は、第32回国民体育大会として「心ゆたかに力たくましく」をスローガンに青森県総合運動公園陸上競技場を主

競技場として開催されました。

この大会は、国体史上初めて冬・夏・秋の3季大会が同一県で行われた、いわゆる完全国体であり、青森県は天皇杯1位、皇后杯2位という優秀な成績を収めた大会でもありました。

この中で、10月2日から10月7日にかけて行われた秋季大会のウエイトリフティング競技は、現在の平賀体育館を中心に開催されました。

ウエイトリフティング競技の会場地となった経緯につきましては、昭和46年9月に開催された第32回国民体育大会開催平賀町誘致委員会結成の準備会を皮切りに、同年10月に秋季大会の種目会場誘致を目的とした第32回国民体育大会平賀町誘致委員会を設立し、検討が進められたものであります。

また、誘致する種目につきましては、同年開催の和歌山国体の現地視察等を経て、最終的に県立柏木農業高等学校の実績と町民の関心が非常に高いとの理由からウエイトリフティング競技に絞り、積極的に誘致活動を進め会場地として決定したものでございます。

2の2025年第80回国民体育大会青森大会に競技誘致を考えているかについてお答えをいたします。

昨年4月、青森県国体検討懇話会から第80回国民体育大会青森大会の開催検討に係る意志照会があり、当市では競技誘致したいという意向を提出いたしました。

また、今年6月、青森県教育庁スポーツ健康課から会場地選定に係る予備調査の依頼があり、この時点では昭和52年あすなる国体において実績があること、また、東北総合体育大会、いわゆる東北ミニ国体を、今年8月20日に開催された第43回大会を含め、青森県開催7回のうち6回を当市で開催しており、この実績や経験があるウエイトリフティング競技の誘致を希望する回答を提出しております。

3番目の2025年全国障害者スポーツ大会について、お答えいたします。

全国障害者スポーツ大会は、もともと障害者のスポーツと知的障害者が別々の大会でありました。それを2001年より、障害者競技の普及や一般の人への障害に対する理解を深めることなどを目的として、国民体育大会開催地を持ち回りとして同大会の閉会後に3日間の会期にて開催されているものであります。

また、実施している競技でございますが、個人競技が6競技、団体競技が7競技の13競技とされています。今年開催のいわて大会では、さらにオープン競技として4競技が実施されることになっております。

本市における競技誘致への考えでございますが、通常は国民体育大会の競技会場がそのまま使用されることが多いとのことであり、2025年第80回国民体育大会で本市が競技誘致を目指すウエイトリフティング競技に類似した競技がないことから、誘致は非常に難しいものと考えておりますけれども、今後、情報収集に努め、その可能性について検討してまいりたいと

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

いうふうにして考えております。以上でございます。

長内議員。

ありがとうございます。

ウェイトリフティングを誘致すると。その一言だけでうれしいです。できれば障害者のほうも、いまパラリンピック22競技ですか、という形でいま新聞報道されてございます。障害者は13プラス4の17ということで、ひとつこれから、この辺については私も十分注視していきたいと思っております。ぜひとも障害者のほうも誘致をしていていただきたいと思っております。

いま県内で誘致を、手挙げたところ御存知でしたら御紹介願えません。第80回のこの青森国体で手を挙げたところありましたら御紹介願いたいと思っております。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

勉強不足で、県内まだ把握しておりません。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございます。

私、ちょっと調べたときは野辺地がハンドボールって聞きました。野辺地町が。やりたいなと聞いた記憶がございます。

あと最後、もう時間もあと5分しか、10分だけ12時に終わりますので、あと5分で終わります。

体育館の建設の話です。昨日、建設の際に公共施設と整備基金を使ってということで平成33、34という、昨日、先ほど市長からのお話もありましたけれども、33、34というお話ありましたけれども。私も実は大分調べました、体育館建設にあたっては。いろんな基金がないかということで調べさせていただきました。

その中で、一般的に体育館建設案、文部科学省の社会体育施設整備事業、これは体育館建設の3分の1を補助するそうです。補助単価が平米あたり133.4千円、面積4,000、充当率75、こういうのあるんです。このほか、国交省の都市公園事業という形の事業もあるそうです。そこで本市の場合、建設にあたってただ公共等だけで考えていいものか、総合的にちょっと、そういうようなほかの資金を考えたのかどうか、お答えを願えればと思っておりました。

○議長
○企画財政部長
(芳賀秀寿)

企画財政部長。

まずは、一つには合併特例債を前提とした計画でいままで進めてきました。これは先ほどから、充当率90%で交付税算入70%でございます。補助率にすれば66.5%と、かなり、要するに市の負担が3割程度で済むということでございましたので、これはいま考えられる補助事業とは別格で有利な財源となっております。それが、これからちょっといま、昨日の説明でも基金を活用するということでもありますので、ただ、そうは言いながら、実は合併特例債に続ける前にもそういう補助事業等の財源等については並

行して検討を進めておりましたが、そういった事業が見当たらないということで、実は合併特例債を充当してきたものでございます。

いろんな事業を進める中で、こういった考え方がもっともいいのかといえますと、例えば自前の貯金を崩して、例えば平川市の基金を崩してやるというのであれば、これは借金ではありませんから利息はかかりません。要するに、平川市がそのために蓄えておいた、将来的に公共施設の整備が必要になる時のために蓄えておいた基金を使うという意味では、それは将来世代の負担もないわけですので、それはそれでよろしいかと思って、昨日の説明したとおりでございます。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

はい。借金でないということで、時間も12時になりましたので、終わらせていただきたいと思います。

最後にですけれども、冒頭お話ししました先ほどの国体の話です。ぜひとも市民に、先般の大相撲平川場所での生のスポーツイベントの感動、この感動を次の子どもたちにもぜひともに味わっていただくためにも、平川市としてウエイトリフティング、このほかにもひとつ誘致をして、誘致できるものなら誘致をして、ひとつ活躍させていただければと思います。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長

4番、長内秀樹議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のために、13時まで休憩とします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長

(松井靖子)

先ほどの一般質問、第2席の長内秀樹議員の胃がんリスク検診に関する答弁の中で、大腸がん検診の25年度の受診率を28.4%とお答えいたしましたけれども、正しくは28.9%でしたので、訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長

第3席、6番、佐藤 保議員の一般質問を許します。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員の一般質問を許可します。

6番、佐藤 保議員。

(佐藤 保議員、質問席へ移動)

○6番

(佐藤 保議員)

3席、議席ナンバー6番、佐藤 保でございます。それでは、質問に入らせていただきます。

昨日、台風13号が発生し、注意がまた必要になりました。1週間前の台風10号は、いままで見たこともない動きで太平洋側から岩手県に上陸し、

龍泉洞で有名な岩泉町周辺、さらに北海道にも大きな被害をもたらし、いま現在も岩泉町では分断された道路の復旧がままならず、孤立地区が存在しております。

温暖化はまだ先の話と高をくくっておりましたけども、専門家も遠慮がちに使っておりましたこの温暖化という言葉も、最近はっきり明言するようになりました。そして、いつも使われる言葉であります想定外という言葉も、いかげん使用禁止にしてもいいほど過剰な使われ方を最近ではしております。

さて、理事者の皆様、平川市は安全でしょうか。

市民の命と財産を守る災害対策は、昔もいまも最優先課題であるということ念頭におきまして質問に入らせていただきます。

4月の熊本地震、そして5年前の東日本大震災で多くの庁舎が機能不全に陥りました。平川市の業務継続計画、BCPを中心に質問をさせていただきます。

生かじりで申しわけございませんが、BCPは民間の本社機能喪失時の事業継続のために開発されたと思いますが、政府は各自治体にも取り組みを推奨しております。何か地方創生と同じように右へ倣えを期待しているようではありますが、あまり構えず今後の対策は平川市らしさを盛り込んでいただきたいと思います。

例えば、その項目で言いますと、市長不在時の職務代行順位と職員の参集体制、二つ目が本庁舎被災時に備えて代替庁舎のリスト、三つ目が非常用発電機や燃料・水・食料の確保、四つ目が防災無線や衛星電話の準備、五つ目が戸籍など重要データのバックアップ、六つ目、災害発生後1週間までの優先業務の整理など項目として挙げられておりますけども、これらの一つ一つ、もうすでに平川市ではまともまっているはずであります。この中から順不同で2、3質問させていただきます。

まず、平川市の備えについて確認したいと思います。

現庁舎の防災拠点としての機能とそのバックアップ、代替庁舎等についてお知らせください。あわせて、現有の備蓄資材等についてもお知らせ願いたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

全部やったほうがよろしいんですか。

一問一答方式ですので、①から④までお願いします。

了解しました。はい。

それでは、二つ目になります。二つ目の質問。

備えあれば憂いなし、今回の台風10号に対しても、ちょうど2日前の8月27日、碓ヶ関古懸地区で防災訓練を無事成功させたばかりで、準備万端整え待機しておりました。古懸での訓練も平川市地区防災計画にあるそれぞれの組織が一体となって進められ、十分な成果をあげられたと感じております。訓練は継続することが大事で、その毎年のシナリオづくりにはかなり苦労していることと思います。二つ目の質問として、今回の防災訓練

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

の力点、場所選定の経緯について質問させていただきます。

続いて三つ目、各団体・地区の震災体制について質問させていただきます。

災害は自助・共助・公助の順に対応ということですが、地域防災の原点であります共助の部分の質問になります。平川市の自主防災組織率は青森県のトップという報道も先日ありました。三つ目の質問としては、自主防災組織の市の援助と指導についてお知らせください。あわせて地元業者との災害協定についてどのような締結をしているか、お願いいたします。

四つ目、防災無線と災害時の連絡ということで、非常時の情報伝達の迅速、正確さは市民の命をも左右することになります。

平成25年、26年と2年がかりで防災無線を設置しました。これは四つ目の質問になりますけども、聞こえにくいと市民の声が上がっていると思いますが、どのような対策をしているかお知らせください。以上4項目、よろしく申し上げます。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

佐藤 保議員の、当市の防災体制についての御質問にお答えをいたします。

当市では、大震災のような災害が発生した場合に適切な業務執行が継続できるよう、平成26年度に業務継続計画を策定しております。

議員御質問の現庁舎の防災拠点としての機能、その代替庁舎の件及び備蓄資材等については、担当部長より答弁をさせます。

2点目の、今年度の防災訓練についての御質問でございます。

今年度の防災訓練の場所選定については、土砂災害警戒区域が多数存在する古懸地区での土砂災害を想定し、選定したということでございます。

3点目の、各団体・地区の支援体制についてであります。

市では、防災体制を強化するため、各団体・地区に対し自主防災組織の設立支援や防災資機材購入補助、地区での防災訓練などへの助言・指導などを行っております。また、市内業者との災害協定については平成23年に建設協会と協定を結んでおり、道路・河川等施設の応急復旧を行うこととしております。

最後、4点目の防災無線と災害時の連絡体制についてであります。

防災行政無線は、当初、市内108箇所の設置場所について検討・検証を重ねて2カ年で整備し、平成27年度から本格運用を開始しました。議員御指摘の件につきましては、かねてより地域住民の声として受けとめており、音量調整やスピーカーの位置調整も行い、さらには昨年度3箇所の防災無線拡声局を増設し、その改善に努めてまいりました。防災無線J-A-L-E-R-Tの設置目的や概要については、広報ひらかわ平成27年3月号及び5月号で周知をいたしております。私からは以上です。

○議長
○総務部長

総務部長。

私からは、まず現庁舎の防災拠点としての機能についてお答えいたしま

(齋藤久世志)

す。

本庁舎には災害対策本部を設置し、災害に関する情報把握を迅速に行うとともに関係機関に対しての司令塔としての役割を果たすため、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話、青森県防災情報ネットワークシステムを設置しています。また、車載型簡易無線機50台、携帯型簡易無線機82台を配備しております。消防団、平川消防署、各課との連絡用として使用いたします。避難所を開設した際は、本部と避難所との連絡にも使用いたします。

また、本庁舎が被災した際の代替施設としては、健康センターとなっております。健康センターは72時間連続使用可能な非常用電源があるほか、アナログの電話回線が2系統確保され、情報通信機器も使用可能となっております。

続いて、防災資機材、備蓄食料についてお答えいたします。

防災資機材については、本庁舎、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、及び葛川支所に土のう袋、ブルーシートや毛布等を配備しております。また、拠点避難所である市内小・中学校などに発電機、投光器、石油ストーブなどを配備しております。

とりわけ山間地である東部地区及び久吉地区においては、土砂災害などにより道路が寸断して集落が孤立した場合を想定し、集会所等に防災資機材のほか、カロリーメイトや飲料水などの備蓄食料を配備しております。以上であります。

○議長

佐藤議員。

○6番

はい、ありがとうございました。

(佐藤 保議員)

本庁舎、被災時機能不全に陥った場合は健康センターへ移動、本部が開設されるということを確認させていただきました。そして、備えております資機材も十分であるということでございますけれども、電源関係、非常用電源でございますけれども、それに関しての時間、それからそれも健康センターへは配線になっているもののでしょうか、お知らせください。

○議長

総務部長。

○総務部長

非常用電源についてお答えいたします。

(齋藤久世志)

業務継続計画の中に記載しておるのですが、本庁舎は250キロワットの電源が、最低稼働電源としては16時間連続運用が可能と。一方健康センターは105キロワットアワーですが、72時間連続運用が可能となっております。本庁舎とその健康センターは接続してございませんので、本庁舎は本庁舎として、健康センターは健康センターとして独立した運用が可能となっております。以上であります。

○議長

佐藤議員。

○6番

非常用電源もしっかり備えているというのを確認いたしました。

(佐藤 保議員)

本庁舎の250キロワット、16時間も、燃料さえ供給すればさらにもう延長はできると。1週間くらいもつでしょうという感じでありますね。はい。じゃあ拠点としての確認は以上で終わります。

それと、あと次、2番目の防災訓練、昨年古懸、古懸じゃない、失礼、葛川ですね、葛川。そして今回の古懸、両方とも小学校跡地で開催され、広い敷地内で余裕を持った訓練がなされた。非常に見事に仕上がりました。

シナリオについて一つ質問になりますけども、シナリオを一般に公開ということはいままではなかったかと思います。しかし、訓練の進み方を確認させていただきまして、地名、そして各部署の対応、それから消防、自衛隊も連携を取ってるあの動きは、市民へもシナリオを公開してもいいのではないかと考えております。臨場感をもって、その実際行われた訓練を確認できる非常にいい資料になるのではないかと思いますけども、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

お答えいたします。

(齋藤久世志)

シナリオの公表についてでございますが、そのような要望があるのであれば何もその公開しないということはないし、むしろ積極的に公開してですね、議員の提案のとおり臨場感を持った、そういった訓練にさせていただきたいと思っております。

○議長

佐藤議員。

○6番

(佐藤 保議員)

はい、ありがとうございます。いますぐにはちょっと難しいでしょうけども、いずれそういう方向でお願いできれば助かります。

そして次になりますけども、葛川、古懸、両方見て、進行は見事にいきました。しかし、あれを見させていただきまして、何か足りないなど感じた次第でございます。地域防災とあればいなくてはならない一番守るべき存在が見えませんでした。子どもたちでございます。

シナリオ進行上、あそこに子どもたちが入れば、若干シナリオどおりにいくかどうかは心配かと思いますが、地域防災とあれば、子どもたちの存在を無視して進めるわけにはいかないのではないかと思います。これも要望にはなりますけども、いずれ地区上げての防災訓練、ぜひ子どもたちも考えていただきたい。小学校は避難訓練、毎年何回かやられております。それはそれで見事な仕上がりでやっておりますけども、やはり地元での子どもたちの動きを一緒にやることで、消防の動き、それから自衛隊の活躍、目の前で見させてやりたいと思います。そして、炊き出しもできましたならば、ぜひ地元の子供たちに提供して、防災訓練ずっと続くような体制でお願いできればと思っております。これは要望です。

次にもう一つだけ。この防災訓練について、要望になります。

昨年、今年と議員団はいずれお客様という形でテントの中で見させてもらっております。しかし、平川市の防災を考える意味で、議員団をお客様にしておくのはちょっともったいないのではないかと。いずれ、議長もお伺いのはずです、視察先で議員団が一つの防災体制を組んで、ベストを上手に着ておられましたあの姿を見てですね、いずれ平川市議会でも防災組

織をある程度立ち上げてはいいのではないかと考えます。そして、平川市の災害復旧に対して議員団もオンして。それで市長にお願いですけども、いずれ次回の防災訓練、議長をオブザーバーとして本部席に、いかがなものでしょうか。ちょっと確認です。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

まず、議員団としてのそういう防災に関する組織ができればですね、それは議会のほうとも協力しながら一緒に防災訓練することは、やぶさかではないと思います。議長がテントにいるよりは、もし皆さんのほうで議会のほうで災害対策組織を立ち上げるというような形を取られれば、そういうことも可能かなというふうに思います。

また、先ほど御要望がありましたけれど、子どもの防災訓練の参加でございますが、非常に大事なことだと思います。過去には子どもたちも入りながらの防災訓練をした経緯もございますので、次回からはそういうところも念頭に入れながら防災訓練に対応してまいりたいというふうに考えます。

○議長

佐藤議員。

○6番

(佐藤 保議員)

はい、ありがとうございます。

それでは、次の質問になります。

自主防災組織、組織率が県内トップというお話、これについて、1位、2位、3位の状況、それから、これからの指導ですね、先ほどは援助しているということでもございましたけども、今後、どういうふうに自主防災組織と一緒にっていくかということ。それから先ほどちょっと聞き漏らしましたけども、地元業者との災害協定、いや、このいただきました地域防災計画、この中にはしっかりと建設協会とか入っておりますけども、ここいら辺はどういった契約になっていますか。簡単にお知らせ願えればと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

お答えいたします。

まず、自主防災組織の組織率の高い1位、2位、3位の状況でございますが、ちょっと私、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

また、建設協会との協定内容であります。災害発生時はですね、そういった道路の土砂の撤去やら、それらは率先して行動していただくということと、復旧の対応にあたっていただくというふうな協定の内容になってございます。

○議長

佐藤議員。

○6番

(佐藤 保議員)

はい、ありがとうございました。じゃあ後ほどということで。

次、防災無線。お聞きしたいところは大体聞きましたけども、私も広報で見たはずでありますけども、システムとかその概要、絵で示したようなやつはちょっと見てなかったと思います。もう少しわかりやすくできない、

申しわけございません、そういう資料もう出してるんであればあれですけども。ありますか。失礼いたしました。それ絵でもわかるようになってますね。だれが見てもわかるような。それから、J－ALERTの関連とかも記載はなってますね。すみませんでした。じゃあ私もすぐ確認させていただきます。

いずれ、市民の聞こえないという要望に100%応えるのはちょっと難しいかと思いますが、いずれ高い工事費を投じた設備、施設であります。宝の持ち腐れにならないように、市民の声を随時拾って微調整だけは継続してお願いしたいと思います。以上をもちまして、防災関係終了になります。

二つ目の質問に入ります。山林原野化しております農地の対応について、質問になります。

今年は春の山菜シーズンに、お隣の大館市で北海道のヒグマのDNAでも混じったようなツキノワグマの振る舞いに、みな驚かされました。そして、これも昨日の新聞記事になります、イノシシが平川市に近づいていると。福島避難地区で大発生しているのは知っておりましたが、これもまたすぐ隣まで来ているということです。イノシシの農作物への被害はほかの動物の比ではないと聞いております。畑、田んぼをいたずら坊主のように走り回り寝転がり、電気柵が必須のようであります。

さて、少子高齢化、人口減少、後継者不足は、こと農地に関しては厳しい局面をつくっております。立っているだけで体への負担がかかる中山間部の傾斜地では、特に耕作放棄地が増え続けております。そして、その場所が山林原野と化して野生動物のすみかになっております。

質問になります。一つ目、平川市の野生動物の実態とその対策について質問いたします。特に、問題のクマのデータもあればお知らせください。

野生動物の境界線が横一直線で里におりてくるのであれば守りの対策も立てやすいのでありますが、虫食い状態のように耕作放棄地が農地から原野になっております。現に耕作している隣が野生動物の出城、真田丸となりつつ住みつくようになります。そして、さらに大型のものが潜んでも気づかないまま農作業をすることになります。イノシシであればまだ笑える部分もあるかもしれませんが、それがクマだったとしたら、考えるだけでも恐ろしいものがあります。

中山間事業で休耕農地を管理する手立てはありますが、放置状態の山林、杉林を間伐や伐採をして見通しのよいものにする対策がないか、あわせて質問いたします。

二つ目、里山再生ということで一つ提案、質問になります。

平川自然の森へ他県からのリピーターが結構増え続けております。先に質問したように、高速道路から真正面に見える自然の森周辺の傾斜地からは年々りんごの樹が消えております。地元を拠点とするNPOでは、桜とハンカチツリーを植えました。個人でブナを植えた方もいますが、ごく一

部に過ぎません。このような手立てを斜面全体にできれば、岩木山と津軽平野の絶好ポイントであるこの地は平川市の観光策に一役買うことは間違いないと考えます。

続いてこれに関連しての質問になります。耕作放棄地を観光名所に、そしていまは通れなくなった農道の整備について名案がないものか、お尋ねしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

佐藤 保議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、野生動物対策についてであります。

平川市のクマ被害の現状であります。平成28年度、クマの目撃・被害情報は現時点で12件あり、このうち農作物において被害があったものは、8月19日に唐竹地区において自家消費用桃の食害が1件ありました。サルが目撃情報は東部地区で1件、日本ジカの目撃情報は唐竹地区で数件ございますが、農作物等の被害は確認されておりません。

対策といたしましては、平成27年度に平川市鳥獣被害防止計画を策定し、今年4月には平川市鳥獣被害防止対策協議会を設立しており、また、7月には平川市鳥獣被害対策実施隊を組織し、箱わなの設置や有害鳥獣の捕獲、駆除等を行い、農作物被害の防止に努めております。

次に、放置した森林の間伐、伐採の対策についてであります。この対策につきましては造林関連の補助金がございますが、平川市森林整備計画に登載され、かつ森林経営計画が策定されている森林が対象となります。また、実施面積などの要件がありますので、現地確認が必要となるものと思われ。現地の放置状態を確認したうえで必要な対策を講じてまいりますので、御理解を願います。

次に、里山再生についてであります。

耕作放棄地を観光名所にとのことではあります。中山間地域での果樹の伐採等により、遊休農地化、非農地化が多くなっているということは認識をいたしております。ただ、これを観光資源として活用することは、現在のところ考えてはおりません。

また、現在通れなくなった農道の整備は、農地の管理に必要であれば受益者による管理をお願いしているところであります。観光名所として一体的に取り組むとなれば、地域ぐるみで話し合い、共通認識のもとで対策を検討していく必要があるのではないかと考えますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長

佐藤議員。

○6番

(佐藤 保議員)

はい、ありがとうございます。大体お聞きしたいところはちょっと確認できました。

クマもりんごが大好きだと聞いております。直接聞いたわけではございませんが、いずれそれも、何か対策しなくてはいけないかと思っております。

さて、観光名所、いきなりこのような提案・質問でちょっと御迷惑をお

かけしましたけども、5月半ばに平川歩行会が自然の森を訪れ、金屋中山間事業の観光さくらんぼ園の数日前に来られたもので、ちょっと残念がっております。来年はしっかりその時期をねらってくるという確認でございます。そして、この11月に尾上歩こう会と黒石ウォーキングクラブ合同で自然の森周辺の散策が予定されております。ぜひ、この地が自然散策のメッカになることを願いつつ質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

先ほどの自主防災組織の組織率の上位の県内の状況ということでのお尋ねがありました。10市の中で申し上げますと、平川市が組織率93.2%で1位です。2位が八戸市で83.2、3位が三沢市で59.1、10市の中ではこういった状況にあります。以上です。

○6番
(佐藤 保議員)

ありがとうございました。

お調べいただきまして、平川市トップというのはすごいことございまして、これからも地域との協調、自主防災組織のバックアップをよろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

佐藤議員、議長の指名を受けてから発言をお願いします。

6番、佐藤 保議員の一般質問は終了いたしました。

13時55分まで休憩します。

午後1時39分 休憩

午後1時55分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4席、17番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員の一般質問を許可します。

齋藤律子議員。

(齋藤律子議員、質問席へ移動)

○17番
(齋藤律子議員)

ただいま議長から一般質問の許可がありました、17番、日本共産党の齋藤律子です。

本来ならば、9月9日に説明のあった平川市の財政運営計画にちなんだ質問を取り上げたいと思っておりましたが、説明が昨日のことで通告に間に合いませんでしたので、日ごろから気になっている問題を取り上げて質問したいと思います。

まず、最初の質問は、観光客の誘客促進対策について、外国人旅行者誘客に向けた環境整備について質問をいたします。

海外から日本に来る観光客をインバウンド、日本から海外へ渡る観光客はアウトバウンドと言うのだそうですが、その日本を訪れる外国人旅行者

数は平成25年以降急激に増え、日本人海外旅行者数を上回るということになったという現在です。

近年、平川市にも外国人観光客を乗せたバスの往来が目立ち始めています。この夏、市の代表的な観光施設である盛美園に出向いてみたところ、外国からのお客様を乗せたバスが到着し、さまざまな国の方たちが平川市に降り立っていました。その外国の方たちの行動に遭遇し、環境整備の遅れを痛感した次第です。誘導標識がないため、園内の散策後、出口がわからない、言語表示も日本語のみであるため、何をどうしていったらいいかわからない、買い物をして会計の場所がわからないなど、右往左往する海外からの旅行者に大変不便を与えていることを実感しました。

平川市は今年から中国語講座や多言語表示、観光案内板整備など海外からの旅行者を受け入れるため、インバウンド推進計画を発表しています。推進計画の目標を3カ年かけて達成できればよいという現状ではなく、ハード面、ソフト面あわせてすぐできることから環境整備を実施しなければならない状況になっています。

盛美園の例を取ってみても、音声ガイドも多言語が必要だと思うし、市のホームページにも英語の説明を加えたり、県のホームページに書院庭園の説明などがない場合は写真の提供など、さらなる充実が必要と考えます。表示は観光客の行動に沿った目線で行うべきであり、以前行っていたねぶた囃子や、また、郷土芸能などのおもてなしの復活はとても喜ばれると思います。観光振興にはちょっとした気遣い、心配り、アイデアなど創意工夫をこらして、できることから始めてほしいと願っています。

インバウンド推進計画は、こうした取り組みを行うことで3年後、目標を達成するのではないのでしょうか。市長、海外からの旅行者に対応した迅速な環境整備について御意見をお聞かせください。答弁をお願いいたします。

2点目の質問に移ります。2点目は観光客入込客数、年間100万人の目標についてお尋ねをいたします。

平川市の平成26年の観光客入込客数は66万人となっており、平川市総合戦略によりますと平成32年の目標を年間100万人と設定しております。

入込客数とは国土交通省観光庁の共通基準による統計ですが、目標達成には平川市の場合、かなり努力しないと厳しい数字ではないかと思っています。インバウンド推進計画によりますと、親日国の台湾をターゲットに誘客促進を図る計画のようですが、平成28年度から平成30年度までの3カ年は旅行代理店等や学校の訪問などPR活動、中国語講座の開催など下準備の段階にあり、これを平成32年度まで100万人の観光客数達成は、市当局、担当課が総力を上げなければなかなか難しいものと思っています。

国内100万人規模の入込客数を誇る観光地を見ても、平川市は相当な頑張りをしなければなりません。そのためには、市の歴史、文化、伝統、芸術など、市の魅力を丸ごと伝える工夫が必要であり、多くの市民が参加して

○議長
○市長
(長尾忠行)

盛り上げてこそ、この目標は達成できるものではないかと考えています。

市は総合戦略に掲げた目標達成のためにどのような情報発信をし、どのような方策を考えているのか、お知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

齋藤律子議員の観光客の誘客促進対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の外国人旅行者誘客に向けた環境整備についてであります。

外国人観光客に対応した環境整備については、齋藤議員がおっしゃられるとおり、外国人目線での受入環境の整備の必要性は私も同感であります。市といたしましても、今年度から台中市との交流を進めていく計画であり、これを契機にインバウンドの対応を加速させてまいりたいと考えています。

具体的な内容としては、先ほど議員のほうからもお話がありましたが、看板・案内表示の多言語化、コミュニケーション能力を高めるための中国語講座の開催等を計画しております。外国人旅行者が安心して快適に滞在できるよう、必要な施策を段階的に取り組んでいきたいと考えております。

このことに関しましては、予算も必要なこともありまして、県のほうと一緒にになりながら、東北観光復興対策交付金を活用させていただきながら対応を考えているところであります。

次に、観光客入込客数年間100万人の目標についてであります。

今後の観光振興対策については御指摘のとおり、観光機能を高めていくためには、観光資源や飲食、宿泊サービスなどの観光事業を中心としながらも、的確な情報の提供、特産品をはじめとする買い物の楽しみの提供、地域についてのガイドサービスの提供など、さまざまな市民や団体の協力による取り組みが必要であると考えております。

現在、近隣自治体との連携により、観光マップやガイドブック等の作成、エージェント訪問の実施などで当市をPRしております。今後も連携して情報発信に努めるとともに、他の効果的な方法も模索してまいりたいと考えております。

また、民間団体が先頭となって、より活発な事業を展開している他市の状況を参考とし、市民や観光関係者、産業の担い手などが主導となり、行政と連携した観光推進体制づくりを目指したいと考えております。

一例として、ねふたや女子囃子組を派遣してのPRやインバウンド推進による環境整備、りんごや桃の収穫体験メニューの強化など、当市ならではの施策を展開いたしたいと考えております。

4日に僑光科技大学が当市にまいりまして、アップルランドへ宿泊されましたが、桃の収穫体験がありました。これに対しては非常に喜んでおられたというふうに聞いております。やはりそういうことも、さまざまな市の誇るりんごや桃とかそういう物産等の体験学習も含めながら、インバウンド対策、観光客誘致を図ってまいりたいと考えております。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤議員。

はい。この観光に関しての質問は6月議会でも1番議員、工藤貴弘議員が質問しているところです。私はダブらないようにと、今後のことが聞きたいんだと。そういうことでお尋ねをしたんですが、何も新しいものは出てきませんでした。

それからいまやること、市長が予算を絡むと、いろいろな施策を段階的にやるけど予算が絡むと言いましたが、予算はあまりかからなくても、それは紙の値段とかはかかるかもしれませんが、すぐできることがあるんじゃないかということでわざわざ原稿に入れまして、担当課にもお話しして、市のホームページにも英語の説明加えればいいのではないかと、そういう具体的なことを述べました。

それから、雨風にあたる場所は紙では対応できませんが、室内の中なら紙にだって書いてできるわけですよ。そういうことを観光施設で、もし困難でなかなか大変な思いをしているのであれば、市のほうが入って、やっぱりそういうことをやりませんかと声をかけるとか、そういうことを私は言っているのです。

実際、盛美園に来たお客さんもたまたま見ることができました。その時も会計の場所がわからない。それは、その施設でやっぱり努力をするべきかと思いますが、その目線に立ってないんですよ。全部漢字の表示です。宝物殿とはいったい何なのか。そういうことをあわせれば、せっかく来た方たちは本当に、いい印象は持っているようです。聞いてみたところ、日本はとても好きなどころだとオーストラリアの方が言っていました。それから、そのサポートがあったおかげで時間を楽しく過ごせましたと言いました。

ですから、そういうところをですね、やっぱりそれが口伝えになって、また訪れる人があるかもしれないわけです。そういうこと大事にしていかなければ、まったくその進まないと思うんですが、とにかく紙でだってそんなお金かけないで表示できる。ホームページだって英語の訳できるし、県のホームページに書院庭園の写真ないって書いてるんですよ。そういう場合にやっぱりありますよって提供できる、これはすぐにでもやれるんじゃないかと言ってるんです。

そういうことを答弁に求めたわけですが、大変残念です、ありきたりの。なんか6月議会の答弁を要約したような答弁いただきましたが、いま言ったことに対してやるのかやらないのか、すぐに、具体的に、やれないのか、やろうとしないのか、気持ちがないのか、とにかくお答えしていただきたいと思います。これ口頭で通告してるんですよ。ちゃんとしゃべってるんですよ。よろしく頼みますねと言ってるんです。ですから、ちゃんとそこをきちんと原稿にも入れたわけですから、お答えしてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

まず、市のホームページに英語で表示といたしますか、説明文を載せるというようなことに関しましては、これから対応を考えてまいりたいと思います。

もう1点の盛美園のことにつきましては、やはり民間の施設でありますので協議が必要であります。その辺は盛美園とも協議しながら前向きに対応して、考えてまいりたいと思います。

(「県のホームページ」と呼ぶ者あり)

○議長
○経済部長
(白戸照夫)

経済部長。

県のホームページ、写真が掲載されていないということで、おそらく県の観光連盟が運営しているアプティネットのことかと思えます。アプティネットにつきましては、写真掲載されていないものについては早急に写真を掲載するよう、こちらで手配することになっております。

それから、アプティネットに関してでありますけれども、掲載している情報の中で古い情報もありますので、古い情報については新しいものに更新していくということで対応を早急にしたいと考えております。以上です。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

もうすでにこの質問をするにあたり、私が調べたところでも気がついたところは、いま述べたことであります。

やっぱり商工観光課にいましたら、こういうことを絶えず気に留めて、どうなっているのか、どういうふうに通信されているのか、やっぱりちゃんと、いつも気配りしてなきゃいけないと思うんですよ。そういうところがちょっと足りないんじゃないかなと思います。

それで市長が、民間の施設ですからとこういうことでありました。確かに民間の施設ですが、盛美園は私頼まれたわけでもなんでもなくて、自分が見たことに対して質問しているわけで、民間の施設でありながら平川市の主要観光施設として平川市でもいろいろな名前を広めているわけですよ。そうなった場合にこういう声があるからどうですかと、英語でもいい、とにかくやってみませんか。というかそういうことを、これまたおせっかいとかじゃなくて必要だと思いますよ。いかがですか。そういうところは民間だからじゃあ踏み込めないという御答弁なんですか。お答えください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

民間の施設とは申し上げましたが、盛美園の運営には国・県・市の補助金も入っております。ですから、持ち主そのものはあくまでも個人でありますので、その辺は盛美園の清藤家と協議をしながらということで申し上げたと思います。しないということではなくして、民間の持ち主の意向もお聞きしながらその辺のところは協議して対応してまいりたいということですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

それでは市職員の、要するにもっと気配り、そういうことに対してですが、私はこのインバウンド推進計画を、つくりましたから、これを3年間

で確実に実施をすればそれでいいというものではないと思っています。

観光にはルールとか原則は守らなければいけないものもありますが、やりすぎることはない、こう思っています。ですから、いろんな思いついたこと、気づいたこと、アイデア、それをどんどん試していったらいいと思うんです。もう失敗はないと思っています、観光にだけは。さまざまなことを発信して、それにやっぱり対応になっています、ニーズも。そういうことに反応して、それが大ヒットするかもしれません。そういう考え持たないとなかなかこの総合戦略、これをやっていけないんじゃないか。

まあとにかく、台中を中心にということですが、こんなことしてたら総合戦略5年ですから、3年間でインバウンド推進計画をやって、あと2年で100万人、次の質問にもなりますが、こんなことじゃあちょっと生ぬるいと思います、はっきり言って。実際やっぱ足を運んでみるべきじゃないでしょうか。

私はおもてなしなんかも、やっぱりああいうときに、来たときに、以前やってたねぶた囃子でやるとか、それ毎回と言いませんよ。空いてる、ああこの日は来るということが連絡入ってるんだそうです。そうすると、船から降りたお客さんが来るので、そこで今日だれかやろうと、そういう意味では市役所の職員というのはねぶた囃子、自分でもやらなきゃいけないかもしれません。

あるときにはいろいろと、ああいうキャラクターの中に入ってですね、それはいつもやってるんですが、ある意味では役者にならなきゃいけないかもしれません。そういうことでは多様な才能発揮できるんですが、こういうことを日ごろから考えてですね、やっぱりサービスをする、もてなしをするってことを忘れたら、これはちょっとよくないと思うんですよ。このねぶた囃子なんかはどうなんですか。例えばそれできない場合はね、ウェルカムというか、その大きな横断幕なんかつくってバスをお迎えしただけでもいいと思うんですよ。職員がやれっていう、やる方に、お客さんでも、みんなテレビにも入ってますよ。そこに来てるお客さん、ロマン館に来てるお客さん、盛美園に来てるお客さんに、申し訳ない、もってもらえますかと。こういうことでもいいと思うんですよ。いろんなアイデアはあるはずです。

人が足りない、忙しい。そういうことを言っている前に、やっぱりやらなきゃいけないと思うんです。ねぶた囃子とかどうですか。反応がありませんが、だれかお答えしてください。

経済部長。

ねぶた囃子のこと、前にやっていたということで復活していただきたいということかと思います。確かに、議員いま申し上げたとおり、平成26年、一昨年だと思えますけれども、クルーズ船のオプションルツアールで盛美園とかに来た場合、職員で対応した経緯がございます。その時は商工観光課のほうに囃子を演奏できる職員がいたということで対応させていただいた

○議長

○経済部長

(白戸照夫)

ということでありませう。

外国人旅行者に対するそういう囃子の演奏でございますけれども、外国人旅行者をおもてなしすると、そういう意味から考えましても大変いいことだと思ひます。ただ、昨年度は人事異動もございまして、昨年度は商工観光課で囃子を演奏できる職員がいなかったと。また、仕事の兼ね合いでなかなか対応するのが難しいということで、残念ながら昨年に対応するということを、職員での対応ということをやめております。

ただ、盛美園のほうには職員対応は難しいので、市職員以外、例えば地元のねぶた団体の中で対応できないのかということをお伝えはしております。そうは申しましても、なかなか地元、ねぶた団体による囃子の演奏っていうのはこれは行われてはいないようですので、外国人旅行者に対して、これは来年度になるかと思ひますけれども、例えばですけれども、女子囃子組による囃子の演奏でおもてなしすることができないかどうか、検討したいと思ひております。

○議長

齋藤議員。

○17番

(齋藤律子議員)

ねぶた囃子ができない職員、できる職員がいなくなったと。そうしたらできるようにやってもいいですね、職員が。覚えてもいいです。

それから、女子囃子組を大々的に呼ぶの、大きなイベントじゃないですか。そんなこと日常にできませんよ。囃子を、笛を吹く人がいなかったらテープだっていいんじゃないですか。もっとやわらかい発想で、なんだってできるじゃありませんか。そんな大上段に構えてたらなんにもできなくなっちゃうんですよ。そのやわらかい発想というものが大事じゃないですか。テープをやってですね、それからそのとっても体制ない時は……私たちがよく農家レストランで来る方がいると、手づくりした幕を持ったりして、よく来たねしとかそういうような津軽弁で迎えたり、いろいろしています。とても簡単、何気ないことなんですけど、すごく喜ばれるんですよ。だから、そういうやわらかい発想を持たない限り、おもてなしというのはなかなかできるもんじゃないと思ひますよ。そういうところが少し、この大きな目標を掲げていながらなかなかその、ないのかなと。それはどうしてなのかなと思ひますが、私にもわかりません。

それで、次の入込客数100万人の目標、これについてお尋ねをしたいと思います。

入込客数100万人、これはかなり大変なことじゃないかと思ひています。66万人だから、あとわずか、少し頑張ればいいと。こういう考えもあるようですが、これはまず、いろいろなカウントの仕方を聞いてみましたら、やっぱり相当のダブりがあるし、盛美園とロマン館それぞれにカウントしてるんですが、ここは本当に一緒になっているような感じですので、そういうことも考えればもう倍増しなければいけない。

全国のいま100万人をいっているところ、長野県の小布施町です。ここは人口1万1,000、大体尾上のエリアと同じようなところですよ。そこで120万

とされていますが、実数は、入込客の実数は76万5,000だそうです。そういうことからすると、これは大変な差で、このままのんびりしてたら5年間は終わってしまう、こう思っています。必ず100万人を達成しろと言いたいんですが、そうはいきませんので、これに近づくことをやっぱり行動として見せなければいけないと思うんですよ。

それで、先ほど市長が9月4日に来たお客様に桃のもぎ取り体験、これ大変喜ばれたと。それはもうりんごや桃はたくさんありますから、いつでもできるんです。だけど、100万人というと、新たなイベントつくりなさいとか、新たな建物、拠点館みたいなものつくりなさいとか、こういうこといまもうはやりませんから、じゃあ何を掘り起こすのか考えなきゃいけないと思うんですよ。

見たことのないものは新鮮です。ですから、台湾から来るわけですよ。台湾雪が降りません。雪があまり見られないところだから。真冬の、あの大変な雪深いのを経験させてもいいじゃないですか。それは失敗に終わるかもしれないけど、私は観光には失敗というのはいりえないと思っています。ですから、どんだんいろんなところをやってみたらいかがですかということなんですが、何かこう新しいもの、これからなんとかを捕まえて縄なるような感じじゃあ、ちょっとだめだと思うんですよ。何かひらめいているものとか、だれかこう職員の中でもアイデアを言ってる方とかあれば、部長、紹介してください。

○議長
○経済部長
(白戸照夫)

経済部長。

いま台湾から来る方、冬の体験もいいのではないかというような御質問でございます。冬季間の観光の誘客というのは非常に難しい、これまで議会のほうでも答弁したかと思いますが、非常に難しい面があります。ただ、そうは言いつつもやはり独自の事業展開も必要であるということでもあります。

そういうことで、あくまでも今後の検討にはなりますけれども、現在、冬季間イルミネーション事業やっております。今年もやる予定ですけども、それに合わせた、ただイルミネーション飾るだけではなくて、それに付帯したイベントを何かやろうかというような話がございます。それから、あと田舎館村のほうで冬のスノーアートをやっておりますので、それと連携した事業ができないかということで検討しているところでございます。以上です。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

周りを見てから、周りを参考にして、横をにらんでからという、こういう考えからは脱却して、やっぱり平川市と組みたいと。田舎館といま組みたいようなお話でしたが、平川市と組みたいと思うことをしていかなければ、抜き出た、その100万人ということは達成できないと思っています。

ここはなかなかどうするんだと言っても的確な答弁はもらえないようで

ありますので、ひとつ、先ほど市長が言いました、まずは飲食や宿泊サービス、特産品の提供とか、ガイドの話もしましたが、ここにも他市の状況をとということですが、やっぱり横をにらんだり、何かをどこかでしたのと一緒に乗っかかろうとするよりも、やっぱり平川市独自のものを開発してほしいんですが、このじゃあ飲食やそういう宿泊サービスや、そういうことで具体的に考えていることをお知らせください。

○議長

経済部長。

経済部長に……もう少し声ちょっと大きくと、語尾はつきり、なんとかお願いします。すいません。どうぞ。

○経済部長
(白戸照夫)

いま飲食とかそういうことで、何か具体的に考えているものがあるのかという御質問でございます。

齋藤議員御承知のとおり、市内にはいろんな食事処であるとか、桃を使ったスイーツとかそういうものがございます。そういうことがありますので、これはよそでも結構やっているようでもありますけれども、例えばですね、食べ歩きマップっていうんですか、そういうものの作成が可能かどうか、ちょっと検討してみたいと考えております。

あと、市の特産物のほかにりんごであるとか、りんごとか米などありますけれども、いまのところ残念ながら市の御当地グルメがないというのが状況であります。時間はかかるかもしれませんが、今後、市の御当地グルメを考案していくのも必要ではないかと考えております。

○議長

齋藤律子議員。

○17番
(齋藤律子議員)

市の御当地グルメを考えるととっても、全国にはうまいものがたくさんあります。そういうことで、もういま考えなくてもあるのじゃないかと。なんでもある平川市。ですから、なんでも提供したらいいわけです。というのは伝統のけの汁とか、そういう伝統食もいっぱいあるんですよ。もうみんな和え物のなんかいろいろなレシピつくったりしてる。いまあまり食べられなくなったものとかそういうものを、肉やその、あれでなくて、そういうこの郷土に根付いたものを掘り起こしてどんどん進めればいいじゃないですか。それが食育にもなりますし、かなりのいろんなことになるわけですよ。

ですから、他の政策ともこうやっぱりリンクしていくようなそういうこと、新しいのこれつくるたって何年かかりますか。もうそれが支持されるかどうか確かめられるまで、また時間を要するんですよ。そういうことから考えると、やっぱりこれはもう掘り起こして、いまあまり食べられなくなったけど絶対残したいふるさとの味、そういうものをやればいいじゃないですか。

それから、言えばかりがないですね。なかなかみんな、そう言ってしまいたくなりますけれども。それにスイーツなんか桃とかりんご、これもですね、よそから来る人に好かれるだけでなく、要するに地元の人がよく知って利用してもらわないと、これまた困ったものです。よそから来た方

は一回買えば終わりかもしれない。お取り寄せということもしてればあるんですが、そういうこと期待してるよりも、地元の人たちがまだまだ知らないことがいっぱいあるわけですから、地元の人に愛されるもの、これが一番必要じゃないでしょうか。

そういうことで、あと25分になってしまいました。30分までの予定だったんですが、これ以上言っても出てきませんので、この質問は終わって次に移らせていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。2番目の質問は、子どもの貧困対策についてお尋ねをします。

満足な食事をとることもできない子どもたち、家庭に居場所を持っていない子どもたち、お金がなく保育料・給食費を払ってもらえない子どもたち、修学旅行や部活をあきらめる生徒、17歳以下の子どもたちに広がる貧困問題、アベノミクスのもとで貧困と格差が広がり、子どもの貧困率は過去最高の16.3%、2012年の数字です。16.3%に達し、6人に1人が貧困ラインを下回る社会となっています。とりわけ一人親家庭の子どもの貧困率は54.6%とOECD加盟国中最悪という深刻さです。

いまの日本は明らかに目に見る貧困よりも裾野はずっと広く、大衆的貧困とも呼ばれ、社会的にも孤立し見えなくなっています。子どもたちへの支援策として、民間レベルで子ども食堂の取り組みや学力向上支援など全国で実施され、今年はニュースにもなりました。そこで、二つのことに絞ってお尋ねしたいと思います。

それでは一つ目は、保育料の未納問題について、直接契約での未納に対する対策についてお尋ねします。

子ども・子育て支援新制度により、認定子ども園に移行した教育施設・保育施設については、施設と保護者の直接契約となり、保育料の徴収は施設が実施しています。また、直接契約によって、保護者の保育料等滞納を理由とした契約解除、退所が可能な制度ともなっています。

しかし、以前と変わらず、市には保育実施義務が課せられていることから、保護者の経済状態の悪化により保育料等の滞納が発生している家庭の子どもに対して、施設から滞納を理由とした退所を求められた場合、市ではどのように対応するのか、その考え方をお尋ねいたします。

子どもの貧困対策について二つ目の質問は、義務教育課程のなかで貧困の実態の把握と対策について、教師・スクールソーシャルワーカーの役割についてということでお尋ねいたします。

子どもの貧困がなかなか見えないというのが現実だと思いますが、教育の現場での貧困対策はいっそう重要と考えています。携帯を持っていてもご飯をまともに食べていない子どもはいっぱいいます。こうした実態をどのようにつかむのか難しいと思いますが、義務教育課程が最大のチャンスだと思っています。学校では子どもたちすべてが手のひらの中にいます。

先生やスクールソーシャルワーカーがどのように子どもの貧困をつかみ、

支援につなげていくのか、ここが課題ともなりますが、歯科検診で毎年同じ所が虫歯のままで治療していない子、泊まりの行事の時に保険証のコピーを提出するように言われても、いつまでたっても出してこない家族。子どもの貧困実態をつかむチャンスはたくさんあります。

現状は、教師は多忙でそうした余裕はないかもしれませんが、スクールソーシャルワーカーの力を借りるなどして対処していただきたいと思えます。貧困家庭の子どもをどのように把握し、把握した事案についてはどのように対処しているのか、お知らせください。教育長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

子どもの貧困対策について、私からは直接契約での未納に対する対策についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

認定こども園という新制度に移行した施設は、平成28年4月現在、市内14施設で、そのうち7施設が認定こども園へ移行しております。

議員御指摘のとおり、認定こども園におきましては、施設と保護者との利用契約であり、保育料の滞納を理由に退所も可能となっております。しかしながら、保育を必要とする子どもであると市が認定していることから、問題が生じた場合は、子どもの福祉を最優先に考え適切な対応を講じてまいります。詳細については、健康福祉部長より説明をさせます。私からは以上です。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

保育料の収納状況について、市内の認定こども園へ照会いたしました。口座振替日に引き落としができないケースは若干見られたものの、各施設とも未納は発生していない旨の回答を得ております。

(松井靖子)

今回の調査では、保育料等の滞納を理由として退所となったケースはございませんでしたが、施設からの再三にわたる支払請求に応じない保護者に対しては、市が施設に代わって納付請求できる代行徴収の仕組みというものも設けられております。

代行徴収を行ってもなお滞納が続く場合には、利用契約を解除することもあり得ますけれども、やむを得ず退所となる場合には、市が事前に十分に状況を把握し、保育料を直接徴収する一般の保育園への転園などの対応も考えていきたいと思えます。

また、保護者が失業や病気等で保育料を一度に支払うことが難しい場合には、施設に対して分割による納付相談の実施などもお願いしていきたいと考えています。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長

齋藤律子議員の御質問にお答えします。

(柴田正人)

議員御指摘のとおり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて

重要であると考えております。

学校は、子どもたちのどんな小さなサインも見逃さないことが大切であり、家庭調査票や家庭訪問、保護者面談等で把握に努めております。さらに、朝の登校状態、遅刻状況、顔を見て寝不足か、表情の明暗、手足に汚れがないか、衣服に汚れがないか、昼食時の状況はよい状況であるのか、または持ち物の状況はいいのかなどの日常観察をはじめ、いじめや悩み等を含む児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施、保護者や民生委員及び学校評議員からの情報提供、提出物や徴収金の納入状況から、きめ細かな把握に努めております。

そして、経済的理由により心身とも健康的な生活ができない、または、経済的困窮にかかわらずネグレクト等が疑われる場合は、校内委員会を開いて対応を協議し、必要に応じて教育委員会や児童相談所等関係機関と連携を図り対応しております。

実際、学校の枠を超えて関係機関と連携しながら解決を図らなければならない事案も増えてきており、現在、平川市では県教育委員会の事業を活用し、スクールソーシャルワーカーを中学校2校、小学校3校に配置しております。スクールソーシャルワーカーの役割としては、問題を抱える児童生徒等が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内の組織体制の支援などを担っております。

今後とも平川市教育委員会では、平川市の子どもたちが能力に応じて等しく教育を受ける権利が保証され、安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

齋藤律子議員。

保育料の未納問題についてですが、答弁の中で14ある施設のうち7が認定こども園に移行しているということなのですが、13と思っていたんですが、どちらが、13のうち7が認定こども園で、あと6が従来の認可保育所ということで覚えていたんですが、私が間違っていればそれはそれでいいんですが。

その問題と、それから滞納があった場合には市が代行徴収できると。それから分割納付も検討していく。ということですが、やはりその未納の背景をつかむのは自治体の役割だと思っています。いま、まだその自治体の役割がやっぱりその、認定こども園に移行した場合もですね、あるわけですから、そこでやっぱり子どもの支援策、分割納付、そのほかの制度が使えないか、支援制度が使えないか、そういうこともあわせて考えていただきたいと思っています。私はこれあると仮定したんでなくて、もしいま貧困が進んでいるなかで、こういうことが起きてきたらちゃんときちっとした対応してほしいということで、いま質問をしているわけです。そこを一つ、答弁の中のその、14施設なのか13施設なのか、そこからお願いをします。

健康福祉部長。

はじめに、14施設ということの御質問でしたけれども、この中には幼稚

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

○議長
○健康福祉部長

(松井靖子)

園も入っておりますので、いま施設型給付費ということで、新制度の中には14の施設というふうになっております。

あとですね、今後、すべての保育施設が認定こども園に移行することも十分考えられることであって、仮に一般の保育園があって転園できるとしても遠方の施設しかないとか、子どもにとっては転園することが非常に負担になる場合も当然考えられると考えています。そういうときにあっては、市の利用者負担と徴収規則の中にはですね、利用者負担に対して福祉事務所長が特別な理由があると認めたときは、利用者負担の全部もしくはその一部を免除し、または徴収を猶予することができるという、そういう一文がございます。

いまのところは分割で納めていただいたりとか、認定こども園においては未納は生じていないと先ほども申し上げましたが、今後、その未納による退所が想定される場合であっても、保育認定の子どもにあっては、結局保育が必要であると市が認めている子供にあっては、その状況を十分把握して、福祉事務所長が特別な理由があると認めたときに該当するか否かを十分検討し、子どもの状況を中心にとらえた考え方で判断していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

まず、認定こども園にすべて平川市の教育施設、保育施設が移行した場合は、やっぱりこういうことも出てくるかもしれない。退園を迫られることが出てくるかもしれないということで、まず支援策をしっかりと対応するという答弁、大変こう、そのことをちゃんとやっていただきたいと思ひます。

教育委員会の枠を超えて、義務教育の過程の中では枠を超えてる事案も増えてきていると。その一つ一つは見えないかもしれませんが、ここをしっかりとやっぱりちゃんと把握して対応しないと、大変こう、ニュースなんかに出る大きな事件にもなることがあるかと思ひますので、そこは引き続き、ぜひ万全の対応をしてほしいと願っています。

それでは、3番目の質問に移ります。最後、3番目の質問は、ごみの減量化に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

生ごみ対策はどこの自治体にとっても大きな課題となっております。生ごみは、自治体が処理すべきとされる一般廃棄物の排出量の半分近くを占め、全国的にも半分近くを占め、燃やすごみの重量比で3割から4割と高い割合を占めています。しかも、生ごみ70%から80%は水分です。水分を燃やすために多大なエネルギーを使っている状況にあります。生ごみの焼却は資源やエネルギーの浪費そのものだと言われているゆえんです。

夏場は特に生ごみが大量に出るときでもあります。平川市でも最近、家庭から出される生ごみが適切に分別されておらず、ウジ虫が発生したり、さらには水分を多量に含んだまま出されるケースが見受けられ、ごみ処理経費の増大につながっているのではと思ひます。

過去には生ごみのたい肥化の推進を目的に実施したコンポスト助成事業などがありましたが、この事業を再検討するなど、早急な対策が望まれます。平川市では、生ごみを大量に出さないための有効な対策についてどのような取り組みを行っているのか、お知らせください。

また、廃棄物処理法によって事業系生ごみも処理することになっていることから、市内事業所の生ごみの処分についてはどのような現状なのか、このことについてもお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

ごみの減量化に向けた取り組みについての御質問にお答えをいたします。

齋藤議員御指摘のとおり、ごみの減量化を図るうえで生ごみの減量化は特に重要な対策の一つであると思っております。対策の詳細等については、担当部長より答弁させます。私からは以上です。

○議長
○市民生活部長
(須藤秀人)

市民生活部長。

私から対策等についてお答えさせていただきます。

齋藤議員おっしゃったとおり、最近家庭から出される生ごみの量が増加傾向にあります。

このことから、市では従来からも広報紙、ホームページ、あるいはごみポスターなどでごみの適正な出し方等について指導・啓発を行ってまいりました。今年作成いたしました新たなごみ減量化計画においてもこのことを重く見まして、行動計画の柱として、一つは紙ごみのリサイクル、もう一つが生ごみの水切りということを中心的な行動計画として定めて、さまざまな形で取り組みを強化していきたいと考えております。

さらに、今年、県ともタイアップしてましてですね、発生源対策としての、いわゆる食材を使い切る、つくった料理を食べ切る、ごみを出すときに水気を切るという三つの切る運動を県とともに推進していきたいと思っております。具体的な取り組みについては、つい最近その通知等が流れてきておりまして、各市町村これから具体的な取り組みが検討していきたいと思っております。というように、従来からの3R運動と合わせてですね、生ごみも含むごみ全体の減量化対策はさらに強化していきたいと考えております。

また、議員おっしゃった、過去に平成22年度から24年度あたりまでに当市でも普及を図りましたダンボールコンポストの導入による堆肥化の推進、これも過去の反省いろいろ検証しながらですね、何が残念ながら普及しなかったのか調査しながら、そういう、あるいは要望調査なども実施しながら再検討していきたいと思っております。

最後に事業系の生ごみにつきましては、議員もおっしゃったとおり、基本的にはいまは食品リサイクル法、いわゆる食品リサイクル法に伴って、詳しくは食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律ということで、この法律すでに12年に成立して13年の5月から施行されておりまして、各事業者によっては十分周知のことと思っております。ですので、食品関連事

業者から排出される食品廃棄物の発生抑制、それと減量化に取り組むことがもうすでに求められておりますので、各事業所においては適切に処理されていると思われまじけれども、引き続き、所管官庁である県ともタイアップしながら、問題があれば適正な指導に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

やっぱりごみが多く排出されるということは自治体負担を増やす、市民の負担も増やすということになりますから、これは絶えず徹底して、やっぱり市民の皆さんにも協力してもらう必要があると思います。

今回この質問にあたり、いろいろこう周りを見てみましたら、やはりコンポストが壊れて使わなくなったので生ごみ、特に夏はメロン、スイカ、水分の多いものが出ます。そういう場合は庭の隅や畑などに捨てて、ただそのまま捨てておるんです。すると、カラスがいっぱい寄ってきます。カラスが、ねずみも寄ってきますが、そういうことでこのカラス対策にもなるし、やっぱり野菜を一日350グラム食べる、こうした健康づくり運動で頑張ってる人は生ごみがものすごく出るんです、実践してみると。ですから、このコンポストに対する助成、そのダンボールコンポストはなぜか広まらなかったわけですけども、やっぱりその丈夫なコンポスト、こういうことも考えていかなきゃいけない。

それからウジ虫がわいて、明日生ごみの日だからって今日食べるわけにいきませんから。それと袋の中でもうウジ虫がわいている。それを出したために、今度やっぱり町会の中でのいざごごにもなって発展してきて、生ごみがなかなか出せないってこういうことも聞きました。ですから、やっぱりここはとても大切なことであると思いますので、やっぱり頑張ってですね、もちろんその食品リサイクル法に基づいて、やっぱりごみを出さない、大根の皮でもきんぴらにして食べるとか、そういう実践も私知っていますが、やっぱりいろいろやりながらですね、市民の大きな運動として盛り上げていただきたいと思っています。以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長

17番、齋藤律子議員の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

午後2時56分 散会